募集要項等（参加資格以外）
に関する質問書に対する回答

No	②書類名	②頁	③大項目	④中項目	⑤小項目	⑥細目	⑦項目名	⑧質問の内容	回答
1	募集要項	3	2	5			本事業の対象施設と業務範囲の概要	第2期の国際工芸美術館整備に伴う調整池の設置は実施対象外でよろしいでしょうか？	第1駐車場に設置する浸透施設については対象です。
2	募集要項	3	2	5			本事業の対象施設と業務範囲の概要	周辺街区公園等（11箇所）に関して、参考に現状の管理基準等をお示しいただけますか。	植生管理については「【別紙40】植生管理等年間予想数量」をご参照ください。 その他の管理基準については、水準書に示す内容を参照のうえ、ご提案ください。 なお、本公募以外の街区公園等については新たに公表します「【別紙41】 公園等維持管理業務共通水準書」の内容を2024年度より使用します。参考資料としてご覧ください。
3	募集要項	3	2	5			業務範囲	「基本設計」において、「整備を必須とする施設」を整備するものとし、（図面はあるが）「整備を予定していない施設」とされている箇所やその他の部分の整備については市の概算工事費に計上されておらず、事業者提案によるということですが、「整備を必須とする施設」の設計内容については求められている機能を満たしていれば多少の設計変更が可能でしょうか。	お見込みのとおりです。
4	募集要項	3	2	5			業務範囲	「基本設計」において、「整備を必須とする施設」を整備するものとし、（図面はあるが）「整備を予定していない施設」とされている箇所やその他の部分の整備については市の概算工事費に計上されておらず、事業者提案によるということですが、「整備を予定していない施設」とされている箇所やその他の部分の整備の提案については市が認めれば事業費の変更が可能でしょうか。	お見込みのとおりです。
5	募集要項	5	2	6	ク	（ア）	インフォメーション・受付業務	現在の実施体制、配置人数、勤務時間、雇用形態など詳細についてお教えください。	2019年度まで運営していた博物館及び現在の国際版画美術館の体制、配置人数等をお答えします。 配置数：3人（受付×1人、売店×1人、改札（チケットもぎり）×1人） 勤務時間：9:20～17:20（平日） 9:20～17:20（土日祝） 雇用形態：総合管理委託業者の社員 工芸美術館のインフォメーションカウンターでは、一般的な受付対応、入館券の販売、図録の販売、電話対応などの業務を想定しています。 工芸美術館の開館時間は、版画美術館に準ずる予定です。
6	募集要項	5	2	6	ク	（イ）	施設運用・施設利用承認業務	現状は施設利用の申込は電話となっていますが、申込が重複する等による苦情などの問題はありますでしょうか。また、運用状況等による詳細を教えてください。	現在の国際版画美術館における申し込み等運用状況について、以下にお答えします。 現在は「版画工房の一般開放」事業の申し込みのみ電話で行っています。翌月利用分の受付開始直後は混雑のため電話が繋がりにくくなります。現在最も電話が殺到するのは「銅版画」の予約枠であり、過去には一時間以上電話が繋がりにくかったり、30分もしないうちに全ての予約が埋まってしまったしたことが鯨飲で、苦情の多かった時期もありました。

7	募集要項	5	2	6	ク	（イ）	施設運用・施設利用承認業務	施設利用承認は現状どのような流れで行われていますでしょうか。	現在の国際版画美術館における施設利用承認の流れについて、以下のとおりです。 申請受理　→　抽選　→　使用料徴収　→　使用承認書発行　→　予約表等への反映
8	募集要項	5	2	6	ク	（ウ）	入室管理・看視・監視・駐車場管理業務	入室管理はどこでどのように行われていますでしょうか。エントランス、常設展、企画展の入り口でカウントされていますか。その方法はどのようなものですか。また、このほかに入室管理をされていればお教えください。	現在の国際版画美術館における入退室管理について、観覧者数のカウントは常設展示室および企画展示室の入口で行っています。 その他、通用口からの業者等の入館者管理を警備員が行っています。
9	募集要項	5	2	6	ク	（ウ）	入室管理・看視・監視・駐車場管理業務	看視は常設展・企画展の看視ということでよろしいでしょうか。現状の企画展等の看視体制をお教え下さい。	版画美術館における看視についてはお見込みのとおり、展覧会の看視になります。 あくまで参考として提示しますが、現状の配置数について、版画美術館では、 企画展示室：3～5人（規模による） 常設展示室：1人 で行っております。 一方で、新設の工芸美術館には2つの展示室があり、展示室1と3は見通しがよいため、常時1人以上の監視で足りると考えていますが、展示室2は見通しが悪いため、2人以上の監視が必要と想定しています。 有料の展示室と無料の展示室が混在するため、監視の方にはもぎりもお願いすることになると想定しています。
10	募集要項	5	2	6	ク	（ウ）	入室管理・看視・監視・駐車場管理業務	監視業務とは、館内を安全に保つための監視ということでよろしいでしょうか。現状はどのような体制・方法で行っていますでしょうか。	作品と来館者の双方の安全のための監視と、簡単な問い合わせへの対応を想定しています。 具体的には、展示室内の美術作品の保護、禁止事項や鑑賞マナーに関する諸注意（長い傘などの持ち込み、飲食、大声での会話、写真撮影等）、緊急時の来館者の誘導、美術館や開催中の展覧会に関する質問への回答などであり、要求水準書に追記しました。 体制については、No9の回答をご参照ください。
11	募集要項	5	2	6	ク	（ウ）	入室管理・看視・監視・駐車場管理業務	駐車場管理業務は、監視カメラを何台、導入されていますでしょうか。無料駐車場の管理はどのような形で行っていますでしょうか。	防犯カメラはございません。 現在の業務は、施錠・開錠、駐車場内の誘導・整理、台数カウントなどを行っています。
12	募集要項	5	2	6	ク	（エ）	その他運営に関する業務	現在の体制での本施設に勤務する学芸員の人数、運営担当の人数をお教えください。	現在の体制は以下のとおりです。 【工芸美術館】 学芸員：4人 運営担当：3人（管理職を含む） 【版美】 学芸員：14人（会計年度任用職員を含む） 運営担当：5人（管理職を含む） 組織図については、「【別紙29】組織図（博物館・版美）」を新たに公表しますので、ご参照ください。
13	募集要項	6					版画美術館大規模修繕業務	市が行う工事とＰＦＩで行う工事の区分が別紙資料からは読み取れないため、工事区分表のようなものをご用意いただけないでしょうか。	原則、アート・出会の広場改修対象範囲内において、解体・改修・更新・増設が必要な設備及びそれに伴い必要となる対象範囲外の設備の改修・増設についてはPFI事業に含むものとし、それ以外は市で実施する大規模修繕業務の対象とします。
14	募集要項	7	2	7	オ	（ア）	設置管理許可、行為・占用許可業務	「芹ヶ谷冒険遊び場」は～別に運営、とのことですが、 「芹ヶ谷冒険遊び場」ついては、募集要項3頁「(5)本事業の対象施設と業務範囲の概要」に記載の、維持管理・運営の対象外、との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 パークミュージアムの実現に向けて、必要に応じた事業連携等を想定しています。

15	募集要項	8	2	8	ア		本公園	公園の指定管理業務は令和6年4月から開始となっておりますが、管理事務所（アート体験棟）がまだ整備されていないため、スタッフの常駐などはせず、主に維持管理業務を行うという認識でよろしいでしょうか。	維持管理業務のほか、公園施設に係る運営業務が令和6年4月から開始となります。業務を履行することができる実施体制等をご検討いただき、ご提案ください。
16	募集要項	8	2	8	ア		本公園	公園の指定管理業務に関して、令和6年4月からアート体験棟が完成するまでの業務内容は、事業者からの提案によるという認識でよろしいでしょうか。業務水準や必須業務などはあるでしょうか。	公園の指定管理業務として、要求水準書に定める維持管理業務や運営業務等の履行を求めています。
17	募集要項	8	2	8	イ		工芸美術館	実施方針等に関する質問書に対する回答No.11では、工芸美術館の完成時期は2026年6月末とされていますが、スケジュールが合わないように感じます。実施方針記載のスケジュールと回答のスケジュールとの整合性をご確認ください。	2023年7月28日公表の募集要項をご参照ください。あわせて、要求水準書第8「1」(3)業務期間の開始時期について修正しました。
18	募集要項	8	2	8	イ		工芸美術館	開業準備期間につき、要求水準書第8.1.(3)と齟齬があります。実施方針等に関する質問書に対する回答No.213と合わせてスケジュールの整合性をご確認ください。	No17の回答をご参照ください。
19	募集要項	9	2	10	ア	（ア）	設計業務及び建設業務に係る対価	「施設引き渡し時に一括して支払い」とありますが、設計業務の対価相当分（国庫補助金及び貴市が借入する地方債に相当する金額）を、要求水準書（29頁）記載の業務期間終了時にお支払戴くことは可能でしょうか。設計業務終了から施設引き渡しまでの間に要する資金調達コストが必要になり、結果として事業費が増大する一因になるので、御再考をお願い致します。	設計業務の対価相当分につきましては、「施設引き渡し時に一括して支払い」の対象にはならず、お見込みのとおり、設計業務終了後にお支払いする予定です。
20	募集要項	9	2	10	ア	（ア）	設計業務及び建設業務に係る対価	「施設引き渡し時に一括して支払い」とありますが、建設業務の対価相当分（国庫補助金及び貴市が借入する地方債に相当する金額）を、出来高に応じてお支払戴くことは可能でしょうか。工事着手から施設引き渡しまでの間に要する資金調達コストが必要になり、結果として事業費が増大する一因になるので、御再考をお願い致します。	本事業における出来高に応じた支払いは行わない予定です。
21	募集要項	9	2	10	ア	（ア）	設計業務及び建設業務に係る対価	割賦方式の設計業務及び建設業務に係る対価について、各四半期の金額算定にあたり円未満の数値が生じた場合、各事業年度の最終支払回にて調整するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	募集要項	9	2	10	ア	（イ）	開館準備業務	四半期ごとの請求となりますが、各四半期の金額算定にあたり円未満の数値が生じた場合、各事業年度の最終支払回にて調整するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	募集要項	9	2	10	ア	（ウ）	維持管理業務及び運営業務に係る対価	四半期ごとの請求となりますが、各四半期の金額算定にあたり円未満の数値が生じた場合、各事業年度の最終支払回にて調整するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	募集要項	9	2	10	ア	（エ）	本事業の施設等の維持管理・運営業務に係る光熱水費	四半期ごとの請求となりますが、各四半期の金額算定にあたり円未満の数値が生じた場合、各事業年度の最終支払回にて調整するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	募集要項	10	2	10	イ	（ア）	本公園の有料公園施設利用料、駐車場料金	過去の収入実績をご教示頂けますでしょうか。(ｲ)～(ｵ)についても、同様にご教示願います。	「【別紙42】 駐車場データ」「【別紙43】 グラウンドデータ」を新たに公表しますので、ご参照ください。

26	募集要項	10	2	10	イ	（ア）	本公園の有料公園施設利用料、駐車場料金	「市が示す上限」を御教示願います。	町田市立公園条例に定める利用料金の金額を指します。条例をご確認ください。
27	募集要項	10	2	10	イ	（ア）	有料公園施設利用料・駐車場料金	有料公園施設はグラウンドと思われますが、条例及びそれ以外に条例などに規定されていない形で有料貸出、使用料の徴収の状況について全て教えてください。	町田市立公園条例以外の料金徴収はございません。
28	募集要項	10	2	10	イ	（ア）	有料公園施設利用料・駐車場料金	有料公園施設の過去数年の稼働率、貸出料金収入をお教えください。	No25の回答をご参照ください。
29	募集要項	10	2	10	イ	（ア）	有料公園施設利用料・駐車場料金	駐車場の過去５年の利用台数と利用料収入をお教えください。	No25の回答をご参照ください。
30	募集要項	10	2	10	イ	（ア）	有料公園施設利用料・駐車場料金	駐車場の自動ゲート等の保守管理会社及びメンテナンス費用等をご開示ください。	現在の管理業務委託は1か所あたり132,000円/月です。
31	募集要項	10	2	10	イ	（イ）	版画美術館の施設利用料	「市が示す上限」を御教示願います。	施設使用料の上限額は、指定管理者の指定に向けて、現在の条例を参考に、今後条例を作成する際に取り決めることとしておりますが、現在の施設使用料につきまして「町田市立国際版画美術館条例」の別表3をご参考ください。
32	募集要項	10	2	10	イ	（イ）	版画美術館の施設利用料	利用料金の上限を教えていただけますか。	No31の回答をご参照ください。
33	募集要項	10	2	10	イ	（イ）	版画美術館の施設利用料	事業契約書（案）第75条に基づき、体験棟の施設利用料も選定事業者の収入であり、利用料金は版画美術館と同じプロセスで決定されるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
34	募集要項	10	2	10	イ	（イ）	版画美術館の施設利用料	版画美術館の市民展示室、工房・アトリエの利用回数、利用人数、利用料金収入を過去５年間分をお教えください。	過去の貸出・利用実績については、別添資料「【別紙25】国際版画美術館 施設貸出・利用実績」を新たに公表しますので、ご参照ください。
35	募集要項	10	2	10	イ	（ウ）	ミュージアムショップの収入	過去５年の収支をお教えください。販売品の制作費の内訳もお教えください。	過去の収入状況については、「【別紙26】 国際版画美術館 ミュージアムショップ販売状況」及び「【別紙26-2】国際版画美術館　図録委託販売実績」をご参照ください。 ミュージアムグッズ製作費については、「【別紙27】 国際版画美術館　ミュージアムグッズ製作実績」をご参照ください。
36	募集要項	10	2	10	イ	（エ）	図録等の販売手数料	過去５年の収支をお教えください。	No35の回答をご参照ください。
37	募集要項	10	2	10	イ	（オ）	広告料収入、その他の参加費等収入	過去５年の収入の内訳をお教えください。	広告広告料収入については、「【別紙28】 国際版画美術館 広告料収入および講座参加費収入」をご参照ください。 参加費収入（工芸製作体験）については、アウトリーチのガラス体験講座の収入の96,000円（1人500円×のべ192人）です。
38	募集要項	10	2	10	ウ		独立採算により行う事業に係る収入	選定事業者が貴市に支払う土地使用料について下記の事項を御教示願います。 ①金額 ②支払の時期、方法 ③事業期間中の金額変更の有無（有りの場合は変更のプロセス）	①について、設置管理許可により施設等を設置する場合、町田市行政財産使用料条例第2条に基づき、当該地域の公示価格、施設の建築工事費用等を用いて算出します。 ②について、設置管理に係る許可の日から１か月以内に市が発行する納入通知所により当該年度分をお支払いいただきます。 ③について、使用する土地の場所や面積が変更となる場合は、内容に応じて金額が変更となります。変更にあたっては、変更申請が必要となります。また、①による算出は年度ごとに行うため、使用する土地の場所や面積に関わらず変更となる場合があります。

39	募集要項	11	2	11	ウ	（イ）	本公園の占用料	「その他の者」が支払う占用料は、戦地事業者が受領して貴市へ支払うとの理解でよろしいでしょうか。その場合、選定事業者が千四量を受領いてから貴市への支払いの流れについて、具体的に御教示願います。	町田市立公園条例に定める占用料については、市の収入事業となります。 選定事業者もその他の者も、支払いが発生する場合は町田市と手続きを行い、直接町田市へ支払います。
40	募集要項	14	3	5	エ	（イ）	受付方法	守秘義務対象開示資料に関するものは、様様式１－３「募集要項等に関する質問書（守秘義務対象開15示資料）とありますが、様式１－３に第１回参加資格に関する質問の内容となっており、守秘義務対象開示資料に関する質問様式が見当たりませんでした。よって、守秘義務対象開示資料に関する質問も様式１－４にまとめて記載をしております故、ご理解ください。	ご指摘を踏まえ募集要項を修正して6月30日に公表しました。 既に提出した様式については、修正の必要はありません。 併せて、6月30日に公表した募集要項及び募集要項等（参加資格）に関する質問書に対する回答No1をご参照ください。
41	募集要項	15	3	5	オ	（イ）	受付方法	様式３－４「参加資格確認申請書」が、様式集Bでは「応募辞退届」となっています。どちらが正しいのかご教示ください。	募集要項の該当箇所を「様式３－３」に修正します。
42	募集要項	16	3	5	カ		競争的対話の実施	競争的対話は通知を受けた応募者が一堂に会して行われるのか。	競争的対話は、応募グループごとに行います。
43	募集要項	17	3	オ	キ	イ	提出方法	記載内容が参加資格申込書の申込に関するものになっているようですので、内容のご確認をお願いします。	該当箇所を修正します。
44	募集要項	17	3	5	キ	（イ）	提出方法	提案審査書類受付の際に、参加資格確認に必要な書類も郵送または持参しなければならないのでしょうか。	該当箇所を修正します。
45	募集要項	17	3	5	キ	（ウ）	提出部数	提出する8部には正副の別はないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
46	募集要項	17	3	6			提案価格の上限	自主事業に係る整備費用は、サービス対価に含めてよいのか。	募集要項第2(10)ウ記載のとおり、自主事業は独立採算で実施いただくことを想定しているため、サービス対価には含めません。
47	募集要項	17	3	6			提案価格の上限	自主事業に係る運営費用は、サービス対価に含めてよいか。	No46の回答をご参照ください。
48	募集要項	17	3	6			提案価格の上限	消費税及び地方消費税額を含む金額が提示されていますが、契約金額（募集要項20頁）は「提案価格に、当該提案価格中の消費税等課税対象額に掛かる消費税等相当額を加えた金額」となっているため、混乱と間違いを防ぐために「提案価格の上限」を消費税及び地方消費税を除いた金額で提示戴けないでしょうか。	募集要項の該当箇所を修正しました。
49	募集要項	18	4	3	イ		特別目的会社の設立等	「取締役及び監査役を設置」とありますが、別の記載（要求水準書29頁や基本協定書(案)第14条1項(7)号など）では「取締役会及び監査役」の設置となっているので、整合を図るようお願い致します。	該当箇所を修正します。
50	募集要項	18	4	3	エ		特別目的会社の設立等	特別目的会社の株式の譲渡は貴市の事前承諾が必要とあります。但書では株主間での譲渡が規定されていますが、かかる譲渡も貴市の事前承諾がある場合に限定されており、あえて但書を規定する意味がないと思われます。株主間の譲渡については制限の緩和（貴市への事前通知で足りるなど。）をご検討いただけないでしょうか。	株主間の譲渡についても市の事前の書面による承諾が必要です。 内容を明確化するため、該当箇所を修正します。
51	募集要項	19	4	4	ア	（ア）	契約の条件	「指定管理者として指定する議会の議決を得る予定･･･当該議案が市議会で議決されなかった場合でも、仮事業契約の相手方に･･･」とありますが、「議決されなかった場合」は既に「事業契約の締結後」と思料致します。よって「仮事業契約の相手方」ではなく、「事業契約の相手方＝特別目的会社」との理解でよろしいでしょうか。	地方自治法第244条の2第3項に基づく指定管理者として指定する議会の議決は事業契約の締結と同じ議会とすることを予定しています。そのため、該当箇所を修正します。

52	募集要項	19	4	4	ア	（ア）	契約の条件	指定管理者として指定されなかった場合に、貴市は「相手方に対していかなる責任も負わない」とされていますが、事業契約書（案）第58条では「市は･･･指定管理者に指定する」と定めています。この点を鑑み「市と事業者で誠実に協議」する際に、事業者に著しく不利益が生じることは無いとの理解でよろしいでしょうか。	地方自治法第244条の2第3項に基づく指定管理者として指定する議会の議決は事業契約の締結と同じ議会とすることを予定しています。 市は、当該議案が市議会で議決されなかった場合、市と事業者で誠実に協議して対応方針を決定しますが、事業仮契約の相手方に対していかなる責任も負いません。 併せて、No51の回答及び募集要項の修正版をご参照ください。
53	募集要項	27	6	ケ・コ			ひだまり荘の維持管理について	ひだまり荘を管理する維持管理企業は、「ケの本公園及び周辺街区公園等の維持管理企業」に該当するのか、「コの版画美術館、工芸美術館、体験棟の維持管理企業」が該当するのかご教示いただきたい。	いずれかに該当することで要件を満たすこととします。なお、ひだまり荘は公園の休憩施設であることから、市では「ケの本公園及び周辺街区公園等の維持管理企業」による維持管理を想定しておりましたが、効率的効果的な観点から、「コの版画美術館、工芸美術館、体験棟の維持管理企業」による維持管理運営について、提案を拒むものではないと考えております。
54	募集要項	27	6	コ	（イ）		維持管理業務の実績について	「コ　版画美術館、工芸美術館、体験棟の維持管理企業」の（イ）に記載の実績は、一部の保守点検等の部分的な業務の受託実績ではなく本件で実施する維持管理業務と同等の業務を単独企業またはコンソーシアムの構成員として１年以上履行した実績。との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
55	募集要項	27	6	コ	（イ）		維持管理業務の実績について	「参加資格確認書類提出までに、完了している実績に限る」に関して、契約期間が複数年で、現在進行形（終期が令和6年度末）の事例もお認め頂けますでしょうか。	契約期間が開始されていれば終期が令和6年度末の実績も認めます。
56	募集要項	30	6	2			予想される責任及びリスクの官民分担	「リスク分担は、原則として事業契約書(案)に示し」とあるが、事業契約書(案)では文言での記載しかない。通常の公募ではリスク分担表が提示されることがほとんどであり、文言のみではリスク分担が曖昧になる点もあるため、表で明確な分担表をご提示いただきたい。	原文のとおりとします。
57	募集要項	32	8	2			財政上及び金融上の支援	国からの交付金の多寡あるいは有無（予定に反して交付金の交付を受けられない場合など）は本事業に影響しない、との理解でよろしいでしょうか。	本事業の実施に向けた影響については、お見込みのとおり影響しないと想定しております。
58	要求水準書	10	1	7	(2)	④	特別目的会社の株式については、事業契約が終了するまで、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない.ただし、市の事前の書面による承諾がある場合、株主間の譲渡（出資比率）については認めることとする	市の事前の書面による承諾はいつまでに取ればよいのでしょうか。また、″株主間の譲渡（出資比率の変更）については認めることとする″とありますが、1出資者が他出資者へ全ての株式を譲渡することは可能でしょうか。	個別の事象に応じて、市と協議ください。

59	要求水準書	10	1	6	(2)		要求水準の変更手続き	要求水準書や事業契約書の変更に際しては、貴市と事業者との間で必要な協議等が行われるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 事業者からの提案に基づき、市と事業者が協議を行ったうえで変更等を行うことを想定しております。
60	要求水準書	10	1	8	(2)	①	特別目的会社の設立	2024年1月の仮契約締結時までにSPCの設立を求められていますが、事業者の決定から設立まで時間的にかなり厳しい状況になることを想定しています。そのため、締結時期の想定は協議事項となることをご理解いただたくお願いします。	ご指摘を踏まえ、「募集要項」第4（4）イ（イ）に記載の仮契約の締結は2024年2月と修正しますが、別途協議します。
61	要求水準書	11	1	8	(2)	②	特別目的会社の設立	「会計監査人を設置」とありますが、募集要項（第4(3)イ）、基本協定書(案)（第4条1項7号）と齟齬するため訂正をお願い致します。	該当箇所を修正します。
62	要求水準書	11	1	8	(2)	⑤エ	計算書類等	2022年度分については提出不要との理解でよろしいでしょうか。	特別目的会社を設立し本契約を締結した年度（2023年度）分は提出してください。
63	要求水準書	12	1	8	(4)	②イ	中期経営計画	初回（2023年度～5年間）の提出は、「当該計画開始年度まで」でなくても良いでしょうか。（長期運営計画と同時期の提出を想定しています。）	初回提出は、事業契約締結後30日以内に提出することとします。
64	要求水準書	13	1	8	(4)	③オ	年報（アニュアル・レポート）	公表する時期や方法については事業者に委ねられているとの理解でよろしいでしょうか。	実施した事業年度終了後、翌事業年度の9月を目途に公表することを想定していますが、具体的な公表時期は事業者の提案を基に市と協議の上で決定します。
65	要求水準書	13	1	8	(4)	④	パークミュージアム連携協議会の開催	「具体的な内容は事業者の提案」について、当該提案を行う時期を御教示願います。	パークミュージアム連携協議会の構成や開催頻度、運営方法、連携・協議内容案については、提案書提出時にご提案いただくことを求めます。明確化のため、「提出書類及び様式一覧」の３⑧に追記します。
66	要求水準書	13	1	8	(4)	⑤	利用料金の設定及び収受	利用料金「等」と記載されていますが、駐車場やグラウンド等の利用に係る料金以外に、事業者が料金を設定し徴収しても良いのでしょうか。	任意事業（自主事業）の実施にあたっては本施設での活動を妨げない範囲において、事業者が料金の設定を行い、収受することを認めます。 内容を明確化するため、該当箇所を修正します。
67	要求水準書	14	1	8	(5)	②(ウ)	会計監査人	募集要項（第4(3)イ）、基本協定書(案)（第4条1項7号）と齟齬するため訂正をお願い致します。	該当箇所を修正します。
68	要求水準書	14	1	8	(5)		事業者に係る基本的事項	８つの業務区分で責任者の配置を指定されていますが、複数の業務区分を兼任することはできますでしょうか。	業務責任者相互の兼務は事業者の提案に委ねます。
69	要求水準書	15	1	8	(5)	③	責任者の配置	表中「運営業務責任者 」の「統括業務責任者」とは、「統括マネジメント責任者」を意味するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。該当箇所を修正します。
70	要求水準書	15	1	8	(5)	③	任意業務責任者	任意事業責任者は30日前までに届け出とありますが、表段の表には説明がありませんが、特定の条件・役割はないということでよいでしょうか。	任意事業の実施は必須ではありませんが、任意事業を行う場合は任意事業責任者を設け届け出をしてください。該当箇所を修正します。
71	要求水準書	15	1	9			事業期間終了後の引継等	長期修繕計画を策定するのは、事業者が建設業務を担う建物（アート・出会いの広場と体験棟）との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
72	要求水準書	15	1	9			長期修繕計画	建物竣工時においてはライフサイクルを…とあるので、この業務範囲（長期修繕計画の範囲）は体験棟と理解して良いか。	No71の回答をご参照ください。
73	要求水準書	16	1	10	(2)		打合せ記録の作成	打合せ記録の作成は、特別目的会社として予算の執行を伴う協議を行った場合に作成するものであり、構成員や協力企業が各々の取引や業務遂行のための協議は対象外との理解でよろしいでしょうか。	打合せ記録については、市が予算の執行を伴うことについて、市及び事業者間の協議内容を把握するために行うものです。したがって、市と事業者間の最終的な協議結果などの情報を求めていることから、特定目的会社内での未決定事項の内容など、構成員等との協議の打ち合わせ記録などは想定しておりません。

74	要求水準書	19	2	3	(1)	②	ア	施設内の什器備品は、全て事業範囲外と考えて宜しいでしょうか。	アート出会いの広場の什器備品の準備設置は、事業範囲内です。
75	要求水準書	19	2	3	(1)	②	ア	カーテンやロールスクリーンは、全て事業範囲外と考えて宜しいでしょうか。	カーテンやロールスクリーンの準備設置は、事業範囲内です。
76	要求水準書	19	2	2	(6)	②	土壌汚染状況	土壌調査の実施結果で土壌汚染が確認された場合、対策工事及び費用負担の考え方をご教示ください。	市の負担となります。
77	要求水準書	19	2	2	(6)	③	地中埋設物の状況	地中埋設物調査の実施結果で地中障害物が確認された場合、撤去工事及び費用負担の考え方をご教示ください	市の負担となります。
78	要求水準書	20	2	3	(2)		アート・出会いの広場	改修工事において一部内部解体を要しますが、アスベスト調査報告書がありましたら提示いただくことは可能でしょうか。	「【別紙114】版画美術館アスベスト調査報告書」をを新たに公表しますので、ご参照ください。
79	要求水準書	20	2	3	(2)		アート・出会いの広場	電気設備・給排水衛生空調設備工事に関し、市側との工事区分の提示をお願いします。	原則、アート・出会の広場改修対象範囲内において、解体・改修・更新・増設が必要な設備及びそれに伴い必要となる対象範囲外の設備の改修・増設についてはPFI事業に含むものとします。
80	要求水準書	20	2	3	(3)		（仮称）公園案内棟／喫茶／版画工房／アート体験棟	構造に関する検討資料（仮定断面、柱状図、杭基礎検討資料）がございましたら、提示いただくことは可能でしょうか。	構造伏図及び仮定断面は「【別紙101】構造伏図＋断面リスト（参考概略図）」をを新たに公表しますので、ご参照ください。ただし、当該資料は基本設計段階での概略図のため、実施設計段階で変更等が生じるものとお考えください。基礎については直接基礎を想定していますが、実施設計において、地盤調査結果に基づき杭基礎等の要否を判断します。
81	要求水準書	24	2	4	(13)		既存物件の取り扱い	第2期整備範囲側にひだまり荘が含まれているが、第1期整備側に含まれるのではないか。	ひだまり荘は、維持管理・運営業務の対象ですが、整備対象ではありません。該当箇所を修正します。
82	要求水準書	24	2	4	(13)		既存物件の取り扱い	ひだまり荘の来歴をお教えください。公園利用者の無料の休憩所ということですが、業務としては清掃、機械警備、設備等保守管理とありますが、運営上は管理者を置く必要がなく鍵の貸し出しを行うだけでよいでしょうか。	個人所有であった住宅が市に寄付され、地域住民の要望を受け公園の施設となりました。 運営業務については「要求水準書p92（5）公園使用受付・制限行為の許可業務」の「〇公園使用受付の運用」が対象です。
83	要求水準書	24	2	4	(13)		既存物件の取り扱い	ひだまり荘の年間維持管理費をお教えください。	ひだまり荘の維持管理費は以下のとおりです。 （委託料・光熱水費・修繕費） 2019年度：3,474,170円 2020年度：3,273,556円 2021年度：3,266,192円
84	要求水準書	24	2	4	(13)		既存物件の取り扱い	第２期整備範囲側の表で利用者の休憩施設としてひだまり荘があるが、現在ひだまり荘には常駐している職員または、スタッフ・ボランティアの方はいるのでしょうか。 また、常駐されている場合、要求水準書には運営面での人の配置について記載がありませんが、配置しないもしくは応募者の提案に委ねるという理解でよろしいでしょうか。	公園の施設となった経緯に周辺住民の強い要望があったことから、現在はひだまり荘の周辺自治会町内会から組織される「ひだまり荘運営委員会」がスタッフとして常駐しています。 配置については、これまでの経緯や実績を踏まえることを前提に、事業者の提案に委ねます。
85	要求水準書	29	4	1	(3)		業務期間	事業契約締結日（2024年3月予定）が始期とされていますが、第1.3(4)ア及びエ（8～9ページ）では始期は2024年4月1日とされています。事業契約締結タイミングにより大きな差異はないのかもしれませんが、念のためいずれが正かご教示ください。	事業契約締結日については、4月からの業務に支障がでないよう手続きを進めていきたいと考えており、4月1日を予定しております。

86	要求水準書	29						計画通知業務は、事業範囲外と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
87	要求水準書	30	4	1	(10)	ウ	その他	「2023年6月頃に、基本設計図書を追加資料として提示」「建設工事については、実施設計図書に基づき行う」とありますが、基本設計図書と実施設計図書の相違によって生じる追加費用等は貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 一方、減額になるものもあるかと思います。
88	要求水準書	30	4	1	(10)	ウ	基本設計図面	提示された図面等では積算等の検討に足りるものではなく、より詳細な図面・資料を求めたいと考えております。現時点での追加資料等の提示時期や本質問後に提示いただきたい資料の申し入れをお認め頂きたくお願いします（特に6/28公表資料）	現時点で提供できる資料を公表していますので、ご理解ください。
89	要求水準書	30	4	1	(10)	エ	アート出会いの広場	設計・工事対象のアート出会いの広場は、基本設計ではアートステージのことを指しているとありますが、図面上の執務エリアも含まれるという理解でよいか。	お見込みのとおりです。
90	要求水準書	33	5	1	5	ウ	設計・建築部会の設置	「市と事業者との間で本施設の設計及び建設の全般について協議を目的とする」とあ るが、具体的な協議内容及び開催頻度をご教示いただきたい。	現時点では総合定例会議（月1回）を予定しています。また、工事施工の際には、各工事毎の定例会議（週1回程度）を想定しています。このほか必要に応じて開催するものとします。
91	要求水準書	34	5	1	7		建設業務報告書	建設業務報告書とは具体的にどのような内容を記載するのか。 指定の書式等あればご開示いただきたい。	指定の書式はありません。工事写真、工事状況報告書（日報）、各種試験結果報告書、産業廃棄物マニュフェスト、施工体制台帳、使用メーカーリストなどを提出していただく予定です。
92	要求水準書	34	5	2	1	1	基本的な考え方	「周辺住民及び周辺施設の管理者」とはどこまでの範囲を想定しているのか。	特に、限定して想定しているものはございません。
93	要求水準書	34	5	2	1	1	ア　工事計画策定に当たり留意すべき項目	「周辺住民等への周知徹底」とあるが、想定している方法等あればご教示いただきたい。	事前の工事説明会が必須になります。その他必要に応じて説明やお知らせ等を行ってください。
94	要求水準書	34	5	2	1	2	ア　事前調査等	「建設工事着工に先立ち、建築準備調査等及び周辺住民等との調整を十分に行い」と あるが、周辺住民等との調整において、どのような調整があるかご教示いただきたい。	No93の回答をご参照ください。
95	要求水準書	35	5	2	1	3	ア　建設工事	「万一発生した苦情その他については、事業者を窓口として」とあるが、本事業の 構想段階から住民の反対運動が見受けられ、苦情対応による工期の遅れを防ぐため、 本事業の提案内容及び本件工事に関すること以外の苦情については自治体での対応を 願いたい。	事業に関する説明責任は市であると考えています。そのため、お見込みの通り、本事業への提案内容及び本件工事につきましては事業者の対応ではありますが、事業実施に関することについては、市が対応いたします。
96	要求水準書	35	5	2	1	3	ア　建設工事	「用地境界について確認し」とあるが、用地境界については本来自治体で管理する ものと考えるため、市が確認した資料をご開示いただきたい。	事業契約締結後、選定事業者に必要な資料を提示します。

97	要求水準書	35	5	2	1	3	ア　建設工事	「市が別途予定している工芸美術館の建設工事について、事業者は協力すること」と あるが、美術館工事の際の搬入口や重機・資材の配置エリア、安全設備、誘導員等、予定しているものがあればご教示いただきたい。	「【別紙102】工芸美術館の実施設計の仮設計画図」を新たに公表しますので、ご参照ください。なお、工芸美術館はまだ施工者が決まっていないため参考図となります。
98	要求水準書	38	5	(9)	ア		（仮称）公園案内棟／喫茶／版画工房／アート体験棟が完成し、版画工房や喫茶の運営が開始してから、 アート・出会いの広場の工事に着手すること。	（仮称）公園案内棟／喫茶／版画工房／アート体験棟の建設中にアート・出会いの広場の工事に着手することは難しいでしょうか。その方が効率が良いためご検討の程よろしくお願いいたします。難しい場合はその理由を教えてください。	体験棟とアート・出会いの広場を同時に着手することが効率化につながることは、お見込みのとおりです。しかし、アート・出会いの広場整備予定箇所には、現在、版画工房及び喫茶けやきがあり、それらの事業を極力止めることなくスムーズに体験棟への引っ越しを行うことを想定しております。そのため、本事業につきましては、体験棟の完成ののち、喫茶けやき及び版画工房を引っ越し、その後、アート・出会いの広場の整備が必要であると考えております。また（仮称）国際工芸美術館の建築許可や建築確認に影響しないように、工芸美術館の計画通知の検査済取得後を想定しています。
99	要求水準書	43	7	2	(1)	ア	ブランディング業務	「イメージや価値を高める取り組み」の趣旨に沿うものであれば達成の内容や指標は事業者の提案に委ねられることでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 維持管理運営については指定管理者として事業に取り組んでいただくことを想定しており、提案を踏まえて達成目標や指標を市に報告してください。設定した達成目標等については、指定管理者の評価委員会において、成果等を評価いただくことを想定しております。
100	要求水準書	44	7	2	(1)	イ	ロゴマークの活用	市と協働してロゴマークを作成するお予定ですが、製作にかかる費用はどちらが負担すると考えれば良いでしょうか。	サービス対価に含まれます。
101	要求水準書	44	7	2	(2)	イ	ロゴマークの活用	パークミュージアム全体のロゴマークについて、今後市と事業者で協議の上作成予定とあるが、作成されたロゴマーク案は市民参加型での投票で選定するなどは想定されているのかご教示ください。	お見込みのとおり、市民との共同制作や市民の投票で決定するなど、制作過程においても市民の興味・関心や愛着が湧くような取り組みを期待しています。
102	要求水準書	44	7	2	(2)	イ	ロゴマークの活用	今後作成予定の活用方針等に基づくこととありますが、活用方針の策定および提示時期をご教示ください。	事業者様と協議の上作成することを想定しており、2024年度中を考えております。
103	要求水準書	45	7	2	(2)	イ	WEB管理業務	本業務の要求水準について、既存のホームページは削除されるのか、または残存・併用することを想定されているのかをご教示ください。	国際版画美術館の既存のホームページについては、削除せず、選定事業者が作成したページとリンクさせるなど、併用することを想定しています。 そのほか、パークミュージアムのエントランスページ、工芸美術館、芹ヶ谷公園については、事業者の提案により、主体的に作成を進めていただきたいと考えています。美術作品等、作成に必要な情報等は、随時市から提供する想定です。
104	要求水準書	45	7	2	(2)	イ	WEB管理業務	新たに整備される、（仮称）国際工芸美術館のホームページは市が作成されるのか、またはページ情報などデザインを除くコンテンツの全てを提供いただけると理解すべきか、市が整備を主導する新たな機能等の考えた方をご教示ください。	No103の回答をご参照ください。
105	要求水準書	45	7	2	(2)	イ	WEB管理業務	・美術館の基本情報については、多言語対応とし、英語には対応すること。 と規定されているが、英語以外の指定多言語は中国・韓国と理解し、基本的な施設機能を除く範囲は協議事項と考えてよいか。	お見込みのとおりです。

106	要求水準書	46	7	2	(2)	エ	展覧会広報業務	ホームページ、 SNS 広告、交通広告、新聞雑誌広告等を組み合わせ、それに適した広告会社に依頼するなどし、展覧会の広報を実施することとありますが、広報に関する費用は事業者の負担となるのでしょうか。事業者で負担する場合、過去の実績をご教示頂けますでしょうか。	2023年4月5日公表の「実施方針等に関する質問書に対する回答No181の回答のとおり、広告印刷物の費用や広告会社に対する委託料は、運営業務に係るサービス対価に含まれます。 また、展覧会広報業務について、予定されている企画展や特集展示等の回数、企画展の有料広告の概算、広告費の内訳については、2023年4月5日公表の「実施方針等に関する質問書に対する回答No186の回答のとおりです。以下に再掲します。 ・美術館の有料広告は、企画展1回あたり165万円、特集展示1回あたり65万円を概算しています。なお、広告費の市の想定内訳は以下の通りです。 １）企画展：SNS広告50万円、交通広告100万円、プレスリリースサイト15万円 ２）特集展示（またはコレクション展）内訳：SNS広告50万円、プレスリリースサイト15万円
107	要求水準書	46	7	2	(2)	オ	告知印刷物、年間スケジュールの制作業務	告知物等の政策に係る費用が事業者の負担、その他（印刷費や発送費等）の費用は市の負担の認識で宜しいでしょうか。印刷費等も事業者で負担する場合、過去の実績をご教示頂けますでしょうか。	No106の回答のとおり、広告印刷物の費用や広告会社に対する委託料は、運営業務に係るサービス対価に含まれますので全て事業者負担となります。従いまして、印刷や送付に関わる費用も全て事業者の負担になります。
108	要求水準書	46	7	2	(2)	オ	告知印刷物、年間スケジュールの制作業務	・印刷業者は、学芸員と協議して候補を挙げた指定する印刷業者のなかから選定すること。（公立美術館で告知印刷物作成、図録作成等の実績がある印刷業者）とありますが、候補先リストのご教示いただけますでしょうか。	印刷業者の候補先が限られているため、現在国際版画美術館の所有するリストについては、後日お示しします。
109	要求水準書	46	7	2	(2)		使用許諾手続き	市の要請により、使用許諾の手続きは事業者が行うとありますが、どれくらいの頻度であるものでしょうか。（業務量把握のため）	年間10件程度を想定しています。
110	要求水準書	47	7	2	(2)	カ	企画展広報業務	版画美術館への取材依頼頻度を教えて頂けますでしょうか。もしくは過去実績をお示し頂けますでしょうか。	各展覧会の取材対応の回数については、雑誌・インターメディア等は40件、TV取材等は10件程度を想定しています。 （ただし小中学校作品展の取材対応は約5件/年）
111	要求水準書	47	7	2	(2)	カ	企画展広報業務	プレスリリースサイトは学芸員と協議し、企画展毎のプレスリリースページを作成することとありますが、作成費は事業者の負担となるのでしょうか。	現在展覧会のプレスリリースは、オンラインプレスリリースを専門事業者に委託するという方法でおこなっています。その費用はサービス対価に含まれます。費用については、No110の回答をご参照ください。
112	要求水準書	47	7	2	(2)	キ	プロムナード・コンサート業務	「市の実績を参考に、企画・準備・実施・支払い等を行うこと」とありますが、市の実績をご教示ください。	コンサートは、年7回、各回30分程度の演奏を2演目ずつ実施しています。 謝礼は一人あたり1万円～2万円、メンテナンスは、調律（25,300円）と保守点検（60,500円）を年1回行っております。
113	要求水準書	50	8	1	(3)		業務期間	業務期間の始期は２０２４年４月１日とされています。一方で、募集要項第2(8)イ「工芸美術館」（8ページ）では、開館準備期間の始期は２０２５年（令和７年）４月とされています。募集要項の記載が正でよろしいでしょうか。	2023年7月21日に市ホームページにて公表しました「パークミュージアム整備運営事業のスケジュールの変更」に開館準備期間の始期を、2025年（令和7年）10月」と変更いたします。
114	要求水準書	51	8	2	(1)	イ	オープニングセレモニー	オープニングセレモニーは市と協働して実施とありますが、開館準備業務費用として見積りを作成するにあたり、想定する規模（招待客人数概数や、主な流れ、イベント等）をお教えください。	事業者からの提案にもよりますが、200名程度、開館を記念する式典を想定しております。イベント等につきましても、市と連携しながら実施したいと考えております。
115	要求水準書	52	9	5			現行業務について	P52の(5)業務区分に記載のある【版画美術館】【芹ヶ谷公園】【ひだまり荘】【周辺街区公園(11箇所)】の各種業務の現行の設備点検報告書・業務報告書を開示していただきたい。	「【別紙44】ひだまり荘データ」を新たに公表しますので、ご参照ください。

116	要求水準書	52	9	5	【周辺街区公園等（１１箇所）】			今現在の11公園における管理項目と実施周期をご教示頂けますでしょうか。	管理項目については、「【別紙16】 周辺街区公園等基本情報」をご参照ください。 植生管理の実施周期については「【別紙40】　植生管理等年間予想数量」をご参照ください。 その他の管理基準については、水準書に示す内容を参照のうえ、ご提案ください。 なお、本公募以外の街区公園等については新たに公表します「【別紙41】維持管理業務共通水準書」の内容を2024年度より使用します。参考資料としてご覧ください。
117	要求水準書	53	9	1	(6)	②	維持管理業務担当者	「（5）の業務区分ごとに主たる担当者を1名定め」とありますが、ひだまり荘の清掃業務を他の業務と兼任するなど、兼務は可能と考えてもよろしいでしょうか。	ひだまり荘については、その業務量等を踏まえ、効率的効果的な観点から、兼務等を可能とします。
118	要求水準書	56	9	2	(1)	③	外構清掃業務	灰皿の処理とありますが、公園内は禁煙ではないのでしょうか。	喫煙所以外では禁煙です。
119	要求水準書	57	8	2	(2)	ア	日常警備業務	工芸美術館及び版画美術館の職員の確認、時間外入出館者の確認については、カード等を用いて市の建設で整備されるその他建築物に付帯する設備（出入管理設備）を用いる理解でよろしいでしょうか。	設備による入出管理とする場合には、機械警備の導入となると思いますが、機械警備については、新しいシステムの導入を含めて検討中です。
120	要求水準書	57	9	2	(2)	③	日常警備業務	24時間有人警備とありますが、これは必須の条件でしょうか。夜間は機械警備での対応とはなりませんでしょうか。	24時間警備員が館内に常住する必要があると考えています。機械警備も稼働させながら適切な配置をしてください。夜間に機械警備のみの対応では、借用を希望する作品の所蔵館が示す条件に合わず、借用したい作品が借りられない恐れがあります。 また、緊急的な事象を１人の警備員が１つ対応している間に別の対応ができるよう、夜間は2名以上の警備員を常駐を想定しています。 なお、美術館と公園の警備員等を兼務するなどの提案は妨げません。
121	要求水準書	57	9	2			警備業務	現在、各施設の計画が見えていないため、参考に現在の警備体制を提供いただきたい。	版画美術館の警備体制は以下のとおりです。 (開館日) 8:00～20:00　配置数2人 20:00～8:00　配置数1人 （閉館日） 8:00～20:00　配置数1人 ※但しイベント等の実施により館内及び駐車場の混雑する日は、あらかじめ協議のうえ配置数を4程度に増やしています(年間約10日程度)。
122	要求水準書	57	9	2	(2)	ア	日常警備業務	時間外来館者の確認業務において、入館承認が必要な来訪者の人数をご提供いただけないでしょうか。	昨年度の休館日における平均来館者は1.67人/日です。最大値は10人/日となります。
123	要求水準書	57	9	2	(2)	ア	日常警備業務	郵便物の受付・処理とは、時間外ではなく平日日中の予定でしょうか。また、業務範囲として、郵便物を担当者が取りに来る想定でしょうか。それとも届ける想定でしょうか。	土日や休館日（時間外）の配達もあるため、平日日中に限りません。 郵便物は届けることも業務範囲に含まれます。休館日に配達されたものは翌日に届けていただくことになります。
124	要求水準書	57	9	2	(2)	ア	日常警備業務	第1,第2駐車場の警備、とありますが冒険遊び場前駐車場が入っておりません。冒険遊び場前駐車場は69項【芹が谷公園】の警備業務範囲となります。第1,第2駐車場と冒険遊び場前駐車場の警備業務は異なる業務水準を満たした者が対応する形の理解でよろしいでしょうか。	誤記のため、冒険遊び場前駐車場も含まれるものとします。全ての駐車場において同様の業務水準を致すものが対応するものとします。

125	要求水準書	57	9	2	(2)	ア	日常警備業務	公道における車両の誘導・整理とございますので、施設警備の1号警備業務に加えて、2号警備業務（交通誘導業務）の資格が必要という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
126	要求水準書	57	9	2	(2)	ア	日常警備業務	簡易な害虫駆除、除草とは範囲（施設）があいまい過ぎるため、想定している範囲を教えてください。	後日回答いたします。
127	要求水準書	58	9	2	(2)	ア	【窓口業務】	窓口は各建屋ごとに設置ではなく、施設全体として1ヶ所設置をする理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。 なお、市の想定は、最大2か所（アート・出会いの広場、アート体験棟）です。
128	要求水準書	66	6				修繕業務について	事業の対象となる130万円以下の修繕について、公園、美術館等それぞれの用途が明確記載されている過去3年分の修繕実績(件名・内容、対象施設、発注金額)を開示していただきたい。	「【別紙46】 修繕データ」をご参照ください。
129	要求水準書	66	9	2	(6)	③	要求水準	修繕は１件130万円未満のものについては、事業者の責任により実施し、それを超えるものは市の負担となっておりますが、年間の件数により、修繕費用の計上が困難なため、1件130万未満のもので、かつ年間累計800万未満が事業者の責任とするなど上限金額を定めて頂けないでしょうか。	上限額を定める予定はありません。
130	要求水準書	69	9	2	(2)		植栽維持管理業務	現在の芹が谷公園植栽維持管理運営業務の委託費及びその内訳をご教示ください。提案価格に関わるため早めのご提供をお願い致します。	現在の委託費は約1,800万円です。内容は「【別紙40】 植生管理等年間予想数量」をご確認ください。なお、植生管理については、現在の水準を上回る提案が可能であり、期待しております。
131	要求水準書	69	9		(2)		公園警備業務	巡回警備について業務従事者は警備員（警備業法による教育を受けた18歳以上の者）でなくて良いという理解でよろしいでしょうか。	関係法令の遵守を求めます。
132	要求水準書	69	9		(2)		公園警備業務	夏季(7月～8月)期間中、虹と水の広場における警備体制を取ること。とありますが、混雑時等必要に応じて対応ができる体制を構築するという理解でよろしいでしょうか。	夏季期間中の虹と水の広場については、日中は混雑が予想されております。必要に応じた対応ができる体制構築を行っていただくご認識はそのとおりですが、市としましては現状、危険な遊び方をさせないよう常駐を必須とし、事故等がないように対応しております。
133	要求水準書	69	9		(2)		公園警備業務	公園の巡回警備業務において維持管理開始2024年4月からとなっておりますが、施設整備が終わっておらず2024年4月にはＰＦＩ事業者の警備員はいないと思います。 工芸美術館の業務開始する2025年7月若しくは版画美術館の業務開始する2027年4月までは、既存の警備員にて公園の警備業務を対応するという理解でよろしいでしょうか。 もし、公園の巡回業務だけ2024年4月から警備員を配置するとなるとPFIの観点からも非効率的であるため、ご検討下さい。	要求水準書のとおりとします。 施設整備完了以前・以降の期間もPFI選定事業者による公園指定管理業務対象期間となるため、警備業務も対象となります。
134	要求水準書	69	9	芹ヶ谷公園	(3)	全体	管理の水準	植栽管理に係る道具置き場や作業員の詰所は既存で用意があるか。 ない場合は設置可能か。設置する場合使用料は発生するのでしょうか。	倉庫等については、市と協議のうえ必要に応じて設置することができます。設置に伴う費用は事業者の負担となります。使用料の有無については市との協議によって決定します。詰所について、指定の場所はありません。なお、ひだまり荘実行委員会と協議の上、ひだまり荘を維持管理作業者の休憩場所として使用した実績があります。 将来的には、アート体験棟に、公園運営及び維持管理のための倉庫を設置予定です。
135	要求水準書	69	9	芹ヶ谷公園	(3)	全体	管理の水準	植栽管理に係る発生材置き場は既存で用意があるのでしょうか。	既存での用意はありません。

136	要求水準書	69	9	芹ヶ谷公園	(3)	全体	管理の水準	芹ヶ谷公園の現在の植栽管理の 詳細（実施頻度、作業項目、金額、図面　等）をお示しいただきたい。	「【別紙47】植生データ」を新たに公表しますので、ご参照ください。 実施頻度は年2回、金額1回目8,262,905円、2回目3,834,242円 図面等は別紙にて No133の回答をご参照ください。
137	要求水準書	69	9	2	(7)	2	清掃業務	「池は水を出し…清掃すること」とありますが、清掃頻度の水準はありますでしょうか。	「【別紙48】池清掃データ」を新たに公表しますので、ご参照ください。
138	要求水準書	74	2	（1）、（２）			周辺街区公園等（11カ所）	現在の周辺街区公園11カ所の植栽維持管理運営業務の委託費及びその内訳をご教示ください。提案価格に関わるため早めのご提供をお願い致します。	現在の委託費は約250万円です。内容等は「【別紙40】植生管理等年間予想数量」を新たに公表しますので、ご参照ください。
139	要求水準書	74	9	周辺街区公園等（11箇所）	(2)	全体	管理の水準	周辺街区公園等（11箇所）の現在の植栽管理の 詳細（実施頻度、作業項目、金額、図面　等）をお示しいただきたい。	実施頻度は年2回です。 現在の委託費は約250万円です。内容等は「【別紙40】植生管理等年間予想数量」をご参照ください。
140	要求水準書	78	10	1	(3)		対象施設	「本事業で整備する建築物」の定義を御教示願います。事業者が建設するアート・出会いの広場および体験棟だけでなく、工芸美術館や版画美術館も運営業務の対象となるものと思料しますので、齟齬の生じない記載をお願いします。	本事業で整備する建築物は、アート体験棟及びアート出会いの広場であり、ご指摘の文章後段に事業用地内と記載していますが、そちらに工芸美術館、版画美術館及び芹ヶ谷公園を含め、考えております。
141	要求水準書	78	10	1	(3)		対象施設	「事業用地内」とは要求水準書（18頁）に記載の、「芹ヶ谷公園の第1期整備区域及び第2期整備区域、第3期整備区域」との理解でよろしいでしょうか。	芹ヶ谷公園を指しています。
142	要求水準書	78	10	1	(6)		【アート・出会いの広場（第７パークミュージアムマネジメント業務を除くその他業務）】	運営業務区分の内容が、【（仮称）公園案内棟／喫茶／版画工房／アート体験棟（第７パークミュージアムマネジメント業務を除くその他業務）】（90ページ）の内容のままとなっています。実施方針等に関する質問書に対する回答No.248に従い、本第10. 1.(6)「【アート・出会いの広場（第７パークミュージアムマネジメント業務を除くその他業務）】」の業務内容は、88ページ「【アート・出会いの広場（第７パークミュージアムマネジメント業務を除くその他業務）】」記載の業務と理解しております。	後日回答します。
143	要求水準書	83	10	2	(2)		講堂・市民展示室	過去の貸出・利用実績をお教えいただけないでしょうか。	過去の貸出・利用実績については、別添資料「【別紙25】国際版画美術館 施設貸出・利用実績」をご参照ください。
144	要求水準書	84	10	2	(1)	エ	掲示物管理業務	実施方針等に関する質問書に対する回答No.253によると、掲出場所としてJR町田駅構内などの第三者の施設が含まれています。これらの第三者施設への掲出に係る施設所有者の許可の交渉・取得等は貴市にて行われるのでしょうか。また、貴市の判断で第三者施設に掲出が行われた場合、施設名や掲出場所の詳細はご連絡いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	施設所有者への交渉等は、事業者様にてお願いしますが、必要に応じて、市へご相談ください。また、市の判断で掲出等を行う場合には、その掲出前及び掲出後に情報共有をし、連携を図る想定です。
145	要求水準書	85	10	2	(2)	【版画美術館】イ	情報コーナーに関する業務	＜特記事項＞に閉架図書及び開架図書の記載がありますが、実施方針等に関する質問書に対する回答No.258及び259では、図書の閲覧サービスは行わない旨の回答があります。＜特記事項＞のこれらの記載は削除でしょうか。	該当箇所を削除します。

146	要求水準書	85	10	2	(2)		情報コーナー	要求水準に記載された図書、車椅子、ベビーカー、コインロッカー、傘立ては市が用意されるという理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
147	要求水準書	85	10	2	(3)	イ	観覧料収納業務・チケット販売業務	「市の指定する口座への払い込みを行う」頻度等に指定が有れば御教示願います。	収入事務の業務に関して、市の会計事務規則では、「～即日又は翌日払い込むことが不適当であると認める場合は、会計管理者の承認を得て、週末又は月末等に取りまとめて払い込むことができる。」と規定しています。 詳細な手順は市と事業者の協議で定めることになると思いますが、現状の週1回を想定しています。
148	要求水準書	86	10	2	(3)		クレジット対応	クレジットカード、電子マネーへの対応とありますが、手数料は市の収入であるチケット料金から賄われるという解釈でよいでしょうか。事業者の負担とする場合は、市が想定される入館料チケット見込みをお教えいただけないでしょうか。	手数料は、サービス対価の中に含まれるもの、と考えております。 観覧料は条例で1,200円を上限としており、現状800円～900円（一般料金）で運用しています。現時点では同様の運用を予定しています。
149	要求水準書	86	10	2	(3)	イ	＜要求水準＞	クレジットカードや電子マネーで徴収した観覧料について、クレジットカードや電子マネー取り扱いのために必要な手数料等が生じる場合には、当該手数料は貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	サービス対価の中に含まれるもの、と考えております。
150	要求水準書	89	10	2	(1)	ア	ミュージアムショップ運営業務	ミュージアムショップ運営業務において、SPCは市が発行する図録等の販売事務の委託を受け、その販売手数料を収受することになりますが、現時点で想定されている図録の販売価格の水準についてご教示ください。	工芸美術館の図録の価格は、1,500～2,000円前後を想定しています。 版画美術館の図録の価格は、2,000円～2,500円を想定しています。
151	要求水準書	95	10	2	(3)		災害時の対応	その拠点公園には防災設備がすでに設置されているのでしょうか。有る場合は設備・倉庫等の開錠などの決め事を教えてください。	該当箇所を修正します。
152	要求水準書	96	11	1			任意事業に関する要求水準（自主事業）	パークミュージアムに合わせた自主事業を実施する必要がある中でのオーナー制度とは、具体的にどのような内容かご教示いただきたい。	主に美術館や公園への愛着や満足度を向上させ、美術館の価値を高めることに寄与するものを想定しており、市民等からの寄付によって実施していくことを想定しております。例えば公園であれば、名札をつけることをインセンティブとした寄付による植樹やベンチの設置、ナラ枯れ対策などを想定しております。
153	要求水準書	96	11				付帯事業	文中に付帯事業、任意事業、自主事業と3つ用語が出てくるが、全て同様の意味で捉えてよいか。 （付帯事業＝任意事業＝自主事業　という捉え方でよいか。）	お見込みのとおりです。
154	別紙2	1	1	②	イ		契約又は覚書等の写し	契約書類等素案の提出が契約締結日の10開庁日前となっておりますが、迅速な契約締結に支障を来すおそれがありますので、5開庁日にご変更いただけないでしょうか。	状況に応じて、必要かつ柔軟な対応を取りたいと考えております。
155	別紙2	1	1	④			計算書類等	2023年度分については提出不要と考えて良いでしょうか。	2023年度分も提出してください。
156	別紙2	4	3	②	ア		開業準備業務に係る報告書	「各年度の事業終了後」とありますが、開館準備業務は2025年度のみ（2025年4月～2026年2月）の業務と思料致します。「各年度の」を削除戴けますでしょうか。	2023年7月21日に公表した「パークミュージアム整備運営事業のスケジュールの変更」において、スケジュールを変更したことに伴い、開館準備業務は年度をまたぐ業務としたことを踏まえ、原文のとおりとします。
157	別紙2	4	3	②	イ		開館準備業務完了届	「各年度の事業終了後」とありますが、開館準備業務は2025年度のみ（2025年4月～2026年2月）の業務と思料致します。「各年度の」を削除戴けますでしょうか。	No.184の回答をご参照ください。

158	別紙2	4	4	①	ア		維持管理業務計画書	事業契約締結予定日が2024年3月で、本公園及び周辺街区公園等の維持管理業務の開始日が2024年4月1日からとされており、維持管理開始の60日前までに計画書の作成・承認は難しいように思います。この場合どのように対応すべきかご教示ください。	ご指摘のとおり、本（仮称）公園案内棟／喫茶／版画工房／アート体験棟及び周辺街区公園等の維持管理業務につきましては、契約締結日以降の業務となります。そのことを踏まえ、作成・承認につきましては、業務開始後30日以内を目途に、市と事業者との協議の上、適宜柔軟に対応してまいりたいと考えております。
159	別紙2	5	5	①	ウ		維持管理マニュアル	事業契約締結予定日が2024年3月で、本公園及び周辺街区公園等の運営業務の開始日が2024年4月1日からとされており、運営開始の60日前までにマニュアルの作成・承認は難しいように思います。この場合どのように対応すべきかご教示ください。	No158の回答をご参照ください。
160	別紙2	5	5	①	ア		運営業務計画書	事業契約締結予定日が2024年3月で、本公園及び周辺街区公園等の運営業務の開始日が2024年4月1日からとされており、運営開始の60日前までに計画書の作成・承認は難しいように思います。この場合どのように対応すべきかご教示ください。	No158の回答をご参照ください。
161	別紙2	5	5	①	ア		運営業務計画書	「運営開始日の60日前までに」とありますが、2023年度については事業契約の締結前のため、合理的な期日を貴市と協議できるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 あわせてNo158の回答をご参照ください。
162	別紙2	5	5	①	ウ		運営マニュアル	事業契約締結予定日が2024年3月で、本公園及び周辺街区公園等の運営業務の開始日が2024年4月1日からとされており、運営開始の60日前までにマニュアルの作成・承認は難しいように思います。この場合どのように対応すべきかご教示ください。	No158の回答をご参照ください。
163	別紙2	5	5	①	ウ		運営マニュアル	「運営開始日の60日前までに」とありますが、2023年度については事業契約の締結前のため、合理的な期日を貴市と協議できるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 あわせてNo158の回答をご参照ください。
164	別紙2	6	5	②	ア		運営業務年間計画書	「運営業務計画書」との相違点（記載すべき事項等）を具体的に御教示願います。	同じものであるため、該当箇所を修正します。
165	別紙2	6	5	②	イ		業務日誌	要求水準書（13頁）に記載の「業務日報」を指すとの理解でよろしいでしょうか。また要求す順書（13頁）には「事業者は･･･報告書により報告すること」と記載されていますが、業務日誌は「提出せず保管」とされているので、整合を図るようお願い致します。	お見込みのとおりです。該当箇所を修正します。
166	別紙2	6	5	②	ウ		運営業務報告書	「月間業務報告書、年間業務報告書」とは、要求水準書（13頁）に記載の「業務月報、年次報告書」を指すとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。該当箇所を修正します。
167	別紙2	6	5	(2)	④		特別目的会社の設立	構成員間の譲渡（出資比率の変更）は貴市への事前通知で足りるものとすることをご検討ください。	個別の事象に応じて、市と協議いただきたいと考えています。
168	別紙2	6	5				事業者に係る基本的事項	当該項目は、貴市への提出書類と無関係な記載だと思われます。問題無ければ削除戴けないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、削除いたします。
169	別紙10							都市計画道路事業に影響を受ける範囲が図示されていますが、本事業の設計・施工期間又は運営期間において、都市計画道路工事が行われる見込はありますか。	お見込みのとおりです。
170	別紙10							都市計画道路事業に影響を受ける範囲として、多目的広場まで広く囲まれていますが、具体的にどのような影響が想定されるのか教えてください。	影響範囲及び内容について現在未確定ですが、多目的広場や芝生広場が一部工事ヤード等として使われる可能性があります。 小島

171	別紙10							整備済みのその１工事エリア及び公園案内棟/喫茶工房/アート体験棟予定地と第２、３期整備区域を挟んだ道路は工事車両の通行及び道路側工作物・舗装などの施工の際に使用又は一時的な通行止めにする事は可能でしょうか？	市との協議によりますが、公園利用者の動線を確保したうえ一部通行止めにすることは可能です。
172	別紙25	全体						基本設計報告書の開示お願いします。	「【別紙103】設計概要書、参考工事工程表、構造計画概要書」を新たに公表しますので、ご参照ください。なお、別紙103以外に記載の報告書で現時点で公開できるものは、これまでに提示済、もしくは今回その他の別紙で公開しております。
173	別紙26	全体						基本設計時に地盤検討されていると思います。地盤調査報告書の開示をお願いします。	「【別紙113】地盤調査報告書」を新たに公表しますので、ご参照ください。
174	別紙27	全体						基本設計概要に仮設計画、山留計画検討がありません。仮設計画、山留計画、検討書、計算書、重機搬入計画の開示お願いします。	「【別紙113】地盤調査報告書」を新たに公表しますので、ご参照ください。地盤調査報告書を参考に想定してください。その他の資料はありません。
175	別紙27	全体						基礎構造は、直接基礎でよろしいでしょうか。	基礎については直接基礎を想定していますが、実施設計において、地盤調査結果に基づき杭基礎等の要否を判断します。「【別紙113】地盤調査報告書」を新たに公表しますので、ご参照ください。
176	別紙27	全体						体験棟等建設にあたり、建設発生土がかなり発生します。処分先の指定はあるでしょうか。 積算上はどのように考えているでしょうか。	基本設計時の工事費概算では八王子市内への搬出処分を見込んでいましたが、処分先を指定するものではありません。
177	事業者選定評価基準	３	第3	3	(3)	①	提案価格の確認	「提案価格が上限価格を超えていないことを確認」とありますが、募集要項（17頁）に記載の提案価格の上限は税込み、様式5-1等に記載する提案金額は税抜きとなっています。提案の可否判断に影響するため、税抜きの上限金額を御提示戴けないでしょうか。	No48の回答を参照ください。
178	事業者選定評価基準	6					別表審査項目及び配点	市内事業者の活用とありますが、提案書全体通して、特定の企業・団体・組織等の具体的名称は伏せる必要があるという理解で良いでしょうか。	提案書においては具体的名称は記載しないでください。 なお、金融機関を含め関心表明書等の補足資料の提出は認めることとしますので、No179の回答をご参照ください。
179	記載要領	1	1				企業名の記載	融資金融機関や入札参加者ではない企業については企業名を記載してよいでしょうか？	代表企業、構成員、協力企業及びその他の企業を含め企業の名称やそれが類推できる記載は不可とします。なお、様式4-6に企業名対応表を追加していますので、あわせてご確認ください。
180	記載要領	1	第1	(2)			記載の内容及び方法	補足資料には関心表明等も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、様式5-5として補足資料を追加しました。
181	記載要領	1	第1	(2)			記載の内容及び方法	「他の様式や補足資料の記載を参照･･･」とありますが、(3)書式等では「提出書類に参考資料の添付はしないこと」との記載が有ります。補足資料と参考資料について、各々（添付の可否を含め）具体的に御教示願います。	No180をご参照ください。様式5-5以外に参考資料を添付することはできません。
182	記載要領	1	第1	(2)			書式等	提出書類及び様式一覧の3.提案書類の提出には設計図書の記載がありませんが、「各様式は、設計図書類を除き・・・」という文章があることから、設計図書は提出するという理解でよろしいでしょうか。 その場合、設計図書は通常A3横サイズで作成するものと思料しますが、他提案書類にZ折りで様式14-1の後ろに綴じ込むという理解でよろしいでしょうか。	設計図書の提出は不要ですので該当箇所を修正します。
183	記載要領	1	第1	(3)			書式等	「各様式は設計図書類を除き･･･」とありますが、「設計図書類」とは具体的に、どの様式あるいは書類を指しているのでしょうか。2頁の第2(2)データの提出要領にも「設計図書類」とありますので、併せて御教示願います。	設計図書の提出は不要ですので該当箇所を修正します。

184	記載要領	1	第1		(3)		書式等	・各様式は、設計図書類を除きMicrosoft Word 又はMicrosoft Excel （いずれも Windows対応とする。）形式にて作成すること。とありますが、パワーポイントでも構わないでしょうか。	「提出書類及び様式一覧」で様式タイプが「指定」となっている様式を除き、PowerPointでの作成も可とします。PowerPointで作成する場合も、様式左上に様式番号を記載してください。
185	記載要領	2	第2	(2)			データの提出要領	募集要項17頁第3(5)キ(ウ)にはデータは1部とありますが、記載要領には2部と記載がございます。どちらが正しい部数でしょうか。	データの提出は1部とします。 該当箇所を修正します。
186	記載要領	2	第2	(2)			データ提出要領	「提出書類が1枚に収まらない場合は、複数枚に分けて提出することも可」とありますが、「1枚」「複数枚」は記録媒体の枚数を意味しているのでしょうか？	お見込みのとおりです。容量に応じて記録媒体を複数枚に分けて提出することを認める趣旨です。内容を明確化するため、該当箇所を修正します。 各提案書は提出書類及び様式一覧に記載の上限枚数を厳守してください。
187	記載要領							アート・出会いの広場及び公園の再整備に関する資料として、提出が必須となる設計図書はありますか。	設計図書の提出については【別紙2】市への提出書類をご確認ください。なお、提案書類として図面の提出は不要です。
188	提出書類及び様式一覧	1	2	③	⑩		添付資料	運営業務を行う者に関する書類で募集要項第5（6）サ(イ)(ウ)の要件について証明できる契約書等の写しは、直近の基本協定書の写しのみでもよろしいでしょうか。	指定管理者として実施する事業に関する基本協定書は認めます。
189	提出書類及び様式一覧	1	3	④			提案書類の提出	記載要領等に「A4ファイルに綴じ、表紙及び背表紙には当該企業名を記載すること」とありますが、応募者グループ名ではなく、代表企業、構成員、協力企業全てを記載するのでしょうか。全ての企業名を背表紙に記載することはスペースの関係上難しいことが懸念されます。	応募グループ名及び代表企業名及びを記載してください。該当箇所を修正します。
190	提出書類及び様式一覧	1	3	⑤			事業計画に関する書類	部数は1部とありますが、提出する8部のうち1部だけに綴じ込めばよいという理解でよろしいでしょうか。	様式4～5については、様式6～14のファイルとは別冊としてください。記載要領を修正します。
191	提出書類及び様式一覧	2	3	⑦～⑭			様式番号	様式4-2提案書類確認書（5）から（11）に記載されている様式番号とズレがあるようです。どちらが正しい様式番号となるのかご教示ください。	該当箇所を修正します。
192	提出書類及び様式一覧		3	⑬			提案概要書	様式タイプ「指定」となっていますが、これは様式集Bの24頁（A3横）を使用するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。様式タイプの記載を修正します。
193	様式集B	14	様式3-3	⑤～⑩			参加資格確認申請書	様式集Bの⑨には、版画美術館、工芸美術館、体験棟の維持管理業務を行う者で募集要項第5（6）ケの要件についてとあるが、募集要項27ページの第5（6）ケでは、本公園及び周辺街区公園等（11箇所）の維持管理企業とあります。どちらが正しいのかご教示ください。	2023年7月28日公表の提出書類及び様式一覧及び、様式集Bをご確認ください。
194	様式集B	19	様式4-2	（4）			提案書類確認書	様式7-2の書類名に「美術館に行きたくなる空間づくり」とあるが、提出書類及び様式一覧集の３.⑦の書類名では、「ユニバーサルデザインへの配慮」となっています。どちらが正しい内容なのかをご教示ください。	該当箇所を修正します。
195	様式集B							様式13は後日公表されるという理解でよろしいでしょうか。	様式集B 「共通様式」をご使用ください。提出書類及び様式一覧の「様式タイプ」を修正します。
196	事業契約書(案)	1	第1章	第4条	2		総則	第90条は第89条の誤りでしょうか。	お見込みのとおりです。該当箇所を修正します。
197	事業契約書(案)	1		第4条	3		総則	「市は、本契約に基づいて生じる事業者に対する債権及び債務を法令の規定により対当額で相殺することができる。」とありますが、即時に相殺が行われる可能性があることは、業務受託者やSPCの利害関係者への負担が大きく、PFI事業の継続性に与える影響も多大であることから、「違約金や損害賠償が支払われないときは～」といった前提を付して規定いただけませんでしょうか。	原文のとおりとします。

198	事業契約書(案)	2	第1章	第7条	2		提案書類及び要求水準書の関係	選考評価委員会が提案書類に関して述べた意見、その他市及び市民からの要望事項を、尊重しなければならない、とあるが、尊重した場合に追加費用等が生じる場合、要求水準書を充足することを前提に、市との協議により他提案事業の調整が可能と理解して良いか。	要求水準書等から逸脱していないことを前提に、選考評価委員会及びその他市及び市民からの要望事項により事業者に追加費用が生じるような場合には、かかる点も含めて協議します。
199	事業契約書(案)	2		第7条	1		提案書類及び要求水準書の関係	「提案書類等において、要求水準書等を満たしていない部分）が判明した場合・・・提案書類を訂正しなければならない」とありますが、本事業では市が基本設計を作成する分担となっており、基本設計が要求水準書等を満たしていない場合は、事業者は責任を負わないとの理解でよろしいでしょうか？	募集要項等に規定する事業者の業務範囲外の基本設計が要求水準書等を満たしていない場合は原則として市が責任を負います。ただし、事業者の提案により基本設計の一部変更を行い、当該提案部分が要求水準等を満たしていない場合は事業者の責任となります。
200	事業契約書(案)	3	第1章	第11条			責任の負担	本契約で市が行うこととなっている業務については、 市の負担という理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
201	事業契約書(案)	3	第1章	第11条			責任の負担	責任の負担について、選定事業者は当該事業の範囲の責であり、市及び関連する団体や事業をはじめ、選定事業者の責に帰属しないものは責任対象外と理解して良いか。	本契約外で市等が実施する事業及び業務の責めに帰すべき事由により要求水準等を満たさない場合は事業者の責任とはなりません。なお、不可抗力による場合は令和5年5月31日公表の「事業契約書（案）」第113条及び第114条に、第三者の責めに帰すべき事由による本施設の損害は同第115条の規定によります。
202	事業契約書(案)	3	第1章	第12条	3	(1)	事業者による事実の表明・保証及び誓約	サービス対価の減額はあくまでも事業契約に従ったものと理解しております。したがって、本(1)を、「市は、本契約に基づいてサービス対価の減額ができること。」へとご修正ください。	質問内容を踏まえて、該当箇所を修正します。
203	事業契約書(案)	3	第1章	第12条	3	(1)	事業者による事実の表明・保証及び誓約	サービス対価の減額は、合理的な減額理由が有る時に限られ、減額される場合であっても合理的な内容（減額される金額や時期等）である、との認識でよろしいでしょうか。	No233の回答をご参照ください。
204	事業契約書(案)	4	第1章	第13条	1		契約の保証	「第２号の金額を建設対象施設の引渡日までに納付する」とありますが、本公園（第２期）、本公園（第３期）、アート出会いの広場、体験棟の引渡日はそれぞれ異なります。納付時期がいつかご教示ください。また明確な規定となるようご修正お願いします。	第2号の金額はサービス対価の区分に応じた維持管理業務及び運営業務の履行開始までに納付することとします。該当箇所を修正します。
205	事業契約書(案)	4	第1章	第13条	1		契約の保証	本事業の場合、建設対象施設毎に「工事完工日」が異なるかと存じます。例えば「体験棟」が「工事完工日後」、「本公園」が「工事完工日前」の期間における契約保証金の取り決めについて、ご教示いただけますでしょうか。その他の「建設対象施設」についても同様です。	本施設の設計・建設業務期間中の契約保証金は建設対象施設別に設定する想定です。該当箇所を修正します。

206	事業契約書(案)	4	第1章	第13条			契約の保証	事業者で維持管理運営期間の履行保証保険契約の費用を毎年計上することになると、PFI事業は長期契約が前提になることから、その金額は大きく期間も長くなり、結果的に入札金額が上がり市の負担が増えることとなります。他のPFI事業の事例においても、維持管理・運営期間における契約保証金を求めることは少ないと存じます。 内閣府の公表資料『2023年3月改定　実務編』によると「必ずしも契約保証金を求める必要がないにもかかわらず納付を求めると、VFMを阻害する要因となる」「PFI事業の場合、民間事業者は、維持管理、運営の段階で、初期投資を回収する必要があるため、建設工事終了後、民間事業者が契約上の義務を放棄する可能性はほとんど考えられず、建設工事にかかる履行保証保険の付保で契約保証金を免除している事例が多くなっている」という考え方となっています。 また、維持管理運営期間の履行保証保険契約を請ける保険会社も年々少なくなっていることから、維持管理運営期間の契約保証金はなしとしていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
207	事業契約書(案)	4	第1章	第13条	1	(1)	契約の保証	「施設整備費」とは、別紙3「サービス対価の算定及び支払方法」第1項「設計・建設業務の対価」として記載されているA-1ないしD-2の合計額という理解でよろしいでしょうか。	対象費用はお見込みのとおりです。合わせてNo205の回答をご参照ください。
208	事業契約書(案)	4	第1章	第13条	1	(2)	契約の保証	維持管理業務費、運営業務費は、別紙3においてそれぞれ「維持管理業務費」、「運営業務費」と規定されたものと定義されていますが（別紙1第5項及び第9項）、別紙3第1項「統括マネジメント 業務、パークミュージアムマネジメント業務、維持管理業務、運営業務の対価」として記載されているF-1ないしF-4の合計額という理解でよろしいでしょうか。	事業契約書（案）第13条第1項第2号の「維持管理業務及び運営業務履行の対価に相当する」とは、サービス対価F-1からF-4までを指します。
209	事業契約書(案)	4	第1章	第13条	1		契約の保証	本項柱書末尾に「第２号の金額を建設対象施設の完成引渡日までに納付する。」とありますが、建設対象施設毎に引渡日が異なろうかと思います。どの時点での引渡日に納付すべきかご教示ください。	No204をご参照ください。
210	事業契約書(案)	4	第1章	第13条		(2)	契約の保証	市又は事業者を被保険者とする履行保証保険を付保することで、契約保証金を免除するとの記載がございますが、事業者として第3条第1項で規定された保証金額相当の資金を専用口座にリザーブしておく対応も認めていただくことは可能でしょうか。（第110条の違約金対応が担保できればよいとの考え）	原文のとおりとします。
211	事業契約書(案)	4	第1章	第13条	2		契約の保証	本項中の「第111条」は「第110条」でしょうか。	お見込みのとおりです。該当箇所を修正します。
212	事業契約書(案)	4	第1章	第13条	3		契約の保証	保険期間について、各施設の各業務に対応した期間（建設に係る保険は建設期間、維持管理・運営に係る保険は維持管理・運営期間）で足り、建設に係る保険は維持管理・運営期間は不要、維持管理・運営に係る保険は建設期間は不要という理解でよろしいでしょうか。	No204及びNo205の回答をご参照ください。
213	事業契約書(案)	4	第1章	第13条	3		契約の保証	「保険期間は本契約の締結日から」とありますが、実務上、事業契約の締結日から保険期間とすることは困難なため、「設計・建設業務期間あるいは維持管理・運営業務期間の開始日から」に変更戴けないでしょうか。	No204及びNo205の回答をご参照ください。

214	事業契約書(案)	4	第1章	第13条	6		契約の保証	念のため確認ですが、「建設対象施設が引き渡された後、市は・・・契約保証金又は国債を事業者に返還する」とありますが、「**すべての**建設対象施設が引き渡された後」という理解でよろしいでしょうか？	No205の回答をご参照ください。
215	事業契約書(案)	4	第1章	第14条			権利義務の処分等	本条の対象は特定目的会社の構成団体と理解して良いか？または特定目的会社そのものかをご教示ください。	本契約の市との締結者となる、特別目的会社を対象としています。
216	事業契約書(案)	5	第1章	第15条	2		運営計画書の策定及び提出	「要求水準書、第1項」とありますが、引用箇所が分かり難いため、修正戴けないでしょうか。事項にも「第1項」と「第2項」の記載が有りますので、同様に修正をお願い致します。	該当箇所を修正します。
217	事業契約書(案)	6	第1章	第20条	1		許認可等の取得	必要となる許認可は、事業者自ら取得する他、業務所掌に応じて構成員、協力企業が取得・維持することでもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
218	事業契約書(案)	6	第1章	第20条	5		許認可等の手続	貴市に増加費用及び損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	負担する費用の費目に関して制限は設けておりません。市は、増加費用及び損害を負担する合理的な事由が生じた場合、当該増加費用及び損害を事業契約の相手方である事業者に対して負担することを規定しています。
219	事業契約書(案)	7	第1章	第20条	5		許認可等の手続	貴市に増加費用をご負担いただく場合、金融費用もご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No218の回答をご参照ください。
220	事業契約書(案)	7	第1章	第22条	1	(1)	条件変更等	要求水準書の誤謬には基本設計の誤謬も含まれるとの理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
221	事業契約書(案)	7	第2章	第23条	3		市の請求による要求水準書の変更	貴市に増加費用をご負担いただく場合、金融費用もご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	負担する費用の費目に関して制限は設けておりません。市は、増加費用及び損害を負担する合理的な事由が生じた場合、当該増加費用及び損害を事業契約の相手方である事業者に対して負担することを規定しています。
222	事業契約書(案)	8	第2章	第23条	3		市の請求による要求水準書の変更	貴市に増加費用及び損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	No221の回答をご参照ください。
223	事業契約書(案)	8	第2章	第24条	1		事業者の請求による要求水準書の変更	要求水準書の変更には基本設計の変更も含まれるとの理解でよろしいでしょうか？	基本設計の不備その他やむを得ない事情が生じたと認められるときは、基本設計の変更の協議を求めることが可能です。
224	事業契約書(案)	8	第2章	第24条	2			30日以内に市から事業者に対して通知がなされない場合又は協議が調わない場合は、 どのように対処するのか。	30日以内に市から通知がされない場合、「市の重要な義務違反」として捉え、事業契約書（案）第97条の「事業者が催告しても60日以内に是正しない場合には、事業者は市に対する通知により本契約を解除することができる。」との規定を適用します。 また、市が事業者に対して要求水準書の変更に対する意見を通知し、事業者と協議を行ったものの協議が調わない場合は、市が定め、事業者に通知します。
225	事業契約書(案)	9	第3章	第26条			統括マネジメント業務従事職員	・統括マネジメント業務に従事する者（統括マネジメント業務従事職員）の名簿を提出することとありますが、他の運営業務などの担当者が統括マネジメント業務の一部業務を兼務することは可能でしょうか。その場合、名簿にはどのように記載することが必要でしょうか。	業務の兼務は事業者の提案に委ねます。名簿には、兼務していることがわかるように記載してください。

226	事業契約書(案)	9	第2章	第27条	6		設計対象施設の設計	貴市に費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	負担する費用の費目に関して制限は設けておりません。市は、増加費用及び損害を負担する合理的な事由が生じた場合、当該増加費用及び損害を事業契約の相手方である事業者に対して負担することを規定しています。
227	事業契約書(案)	10	第2章	第27条	9	(1)	設計対象施設の設計	貴市に増加費用及び損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	負担する費用の費目に関して制限は設けておりません。市は、増加費用及び損害を負担する合理的な事由が生じた場合、当該増加費用及び損害を事業契約の相手方である事業者に対して負担することを規定しています。
228	事業契約書(案)	10	第4章	第27条	9	(1)	設計対象施設の設計	貴市に増加費用をご負担いただく場合、金融費用もご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No227の回答をご参照ください。
229	事業契約書(案)	10	第4章	第27条	9	(1)	設計対象施設の設計	第一文末尾につき、「又は当該増加費用及び損害に相当する金額を事業者に対して支払う。」へとご修正ください（「及び損害」の追加）。	該当箇所を修正します。
230	事業契約書(案)	10	第4章	第27条	9	(1)	設計対象施設の設計	第二文（「この場合、」で始まる文章）中の損害遅延金とは何を意味しますでしょうか。引渡し等の遅延によりサービス対価の支払いが遅れ、事業者と貴市以外の第三者の間で遅延損害金が生じた場合、かかる遅延損害金は第一文の増加費用に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 該当箇所を修正します。
231	事業契約書(案)	10	第2章	第27条	9	(2)	設計対象施設の設計	「貴市は、(中略)、対当額で相殺することにより決済することができる。」とありますが、即時に相殺が行われる可能性があることは、業務受託者やSPCの利害関係者への負担が大きく、PFI事業の継続性に与える影響も多大であることから、「違約金や損害賠償が支払われないときは～」といった前提を付して規定いただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
232	事業契約書(案)	11	第4章	第29条	2		設計状況の確認	設計業務の一部を設計企業以外の第三者に委託している場合、説明及び報告は、当該第三者から行うことでよろしいでしょうか。よろしいようであれば、「設計企業をして、」を「設計企業等をして、」にご修正ください。	設計業務の一部を設計企業以外の第三者に委託している場合でも、市が求める説明及び報告は、設計企業が行ってください。その際、設計業務の一部を委託している設計企業以外の第三者が同席し、担当部分について補足説明等を行うことは認めます。
233	事業契約書(案)	12	第5章	第30条	5	(1)	建設対象施設の建設	貴市に増加費用及び損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	負担する費用の費目に関して制限は設けておりません。市は、増加費用及び損害を負担する合理的な事由が生じた場合、当該増加費用及び損害を事業契約の相手方である事業者に対して負担することを規定しています。
234	事業契約書(案)	12	第5章	第30条	5	(1)	建設対象施設の建設	貴市に増加費用をご負担いただく場合、金融費用もご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No233の回答をご参照ください。
235	事業契約書(案)	12	第5章	第30条	5	(1)	建設対象施設の建設	第一文末尾につき、「又は当該増加費用及び損害に相当する金額を事業者に対して支払う。」へとご修正ください（「及び損害」の追加）。	該当箇所を修正します。
236	事業契約書(案)	12	第5章	第30条	5	(1)	建設対象施設の建設	第二文（「この場合、」で始まる文章）中の損害遅延金とは何を意味しますでしょうか。引渡し等の遅延によりサービス対価の支払いが遅れ、事業者と貴市以外の第三者の間で遅延損害金が生じた場合、かかる遅延損害金は第一文の増加費用に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 該当箇所を修正します。
237	事業契約書(案)	12	第5章	第30条	5	(2)	建設対象施設の建設	「貴市は、（中略）、対当額で相殺することにより決済することができる。」とありますが、即時に相殺が行われる可能性があることは、業務受託者やSPCの利害関係者への負担が大きく、PFI事業の継続性に与える影響も多大であることから、「違約金や損害賠償が支払われないときは～」といった前提を付して規定いただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
238	事業契約書(案)	12	第5章	第30条	8		建設対象施設の建設	事業契約締結予定日が2024年3月で、体験棟の建設期間が2024年4月1日からとされており、建設業務開始日の6か月前までの提出は難しいように思います。この場合どのように対応すべきかご教示ください。	各建設対象施設の建設業務開始日の６か月前まで又は本契約締結日以降できる限り速やかに提出してください。該当箇所を修正します。

239	事業契約書(案)	12	第5章	第30条	8			建設業務に従事する者の名簿を6ヵ月前までに出す根拠をご教示いただきたい。	施行体制の確保状況を確認するためです。採用計画によって具体の従事者名が記載できない場合には、要求水準を充足する限りにおいて、当該業務に従事する職員の氏名に代えて役職、人数および有資格者の場合にはその資格を添えて提出してください。 また、提出時期についてはNo238の回答を併せてご参照ください。
240	事業契約書(案)	12	第5章	第30条	8			建設業務に従事する者とは管理業務に携わる職員という認識でよいか。	「従事する者」は、管理者及び担当者を対象とします。 併せてNo239の回答をご参照ください。
241	事業契約書(案)	13	第5章	第33条	3		工事監理	工事監理者とは、要求水準第6.1.(4)（40ページ）に規定する工事監理業務責任者又は工事監理業務担当者を意味するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
242	事業契約書(案)	14	第5章	第35条	2		建設に伴う各種調査	貴市に損害又は増加費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	負担する費用の費目に関して制限は設けておりません。市は、増加費用及び損害を負担する合理的な事由が生じた場合、当該増加費用及び損害を事業契約の相手方である事業者に対して負担することを規定しています。
243	事業契約書(案)	14	第5章	第35条	2		建設に伴う各種調査	貴市に増加費用をご負担いただく場合、金融費用もご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No242の回答をご参照ください。
244	事業契約書(案)	15	第5章	第37条	5		本件工事に伴う近隣対策	貴市に増加費用及び損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	負担する費用の費目に関して制限は設けておりません。市は、増加費用及び損害を負担する合理的な事由が生じた場合、当該増加費用及び損害を事業契約の相手方である事業者に対して負担することを規定しています。
245	事業契約書(案)	15	第5章	第37条	5			第37条６の影響により第37条５の費用が発生した場合も事業者が負担しなければならないのでしょうか。	本施設を設置すること自体及び本事業の業務範囲外の関連事業に関する近隣対策に起因して市及び事業者に本事業の実施について発生した増加費用及び損害については、市が負担します。
246	事業契約書(案)	15	第5章	第37条			本件工事に伴う近隣対策	本事業の計画そのものに関する反対等については、市が責任を負う理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
247	事業契約書(案)	15	第5章	第37条	5		本件工事に伴う近隣対策	電波障害対策費につき、通常予見できない事象が生じた場合は不可抗力に起因するものとして処理されるのでしょうか。	発生した事象の原因に応じ、帰責事由等も含め協議します。不可抗力による場合は事業契約書（案）第113条及び第114条に従うことを想定しています。
248	事業契約書(案)	15	第5章	第37条	6		本件工事に伴う近隣対策	貴市に増加費用及び損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	負担する費用の費目に関して制限は設けておりません。市は、増加費用及び損害を負担する合理的な事由が生じた場合、当該増加費用及び損害を事業契約の相手方である事業者に対して負担することを規定しています。
249	事業契約書(案)	15	第5章	第37条	6		本件工事に伴う近隣対策	貴市に増加費用をご負担いただく場合、金融費用もご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No248の回答をご参照ください。
250	事業契約書(案)	15	第5章	第37条	6			『これらに起因して本件工事が遅延することが合理的に見込まれる場合には、市及び事業者は協議の上、速やかに、引渡予定日及び供用開始日を合理的な期間だけ延期する。』とありますが、延期に伴う工事経費も契約変更対象として考えてよろしいでしょうか。	本施設を設置すること自体及び本事業の業務範囲外の関連事業に関する近隣対策に起因して、増加費用及び損害が発生した場合は市が負担するものとして引渡予定日及び供用開始日と併せて、協議及び契約変更の対象とします。
251	事業契約書(案)	16	第5章	第38条	1		備品等の調達	「事業者が備品の所有権を保有する方法又はリース」とありますが、要求水準書に「備品等保守管理業務」が規定されており、貴市と事業者の保有・管理区分が不明確になることが懸念されるので、要求水準書と事業契約書それぞれで備品の所掌区分を明確にして戴けないでしょうか。	什器・備品については、後日回答します。
252	事業契約書(案)	16	第5章	第38条	3		備品等の調達	リースにより調達した備品はどのような扱いになりますでしょうか。	什器・備品については、後日回答します。

253	事業契約書(案)	16	第5章	第38条			備品の調達	体験棟のうち版画工房及び体験工房、アトリエに係る備品は市が調達し、設置する。とあり、要求水準P38で事業者が用意すべき対象があります。暗室、講師控室など基本設計図P3にある室名単位でどちらにも属さない諸室がありますが、事業者が用意すべき対象範囲をお教えいただけませんでしょうか。また体験工房とはアート体験スペースのことでしょうか。	什器・備品については、後日回答します。
254	事業契約書(案)	17	第5章	第40条	5		本件工事の中止	貴市に増加費用及び損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	負担する費用の費目に関して制限は設けておりません。市は、増加費用及び損害を負担する合理的な事由が生じた場合、当該増加費用及び損害を事業契約の相手方である事業者に対して負担することを規定しています。
255	事業契約書(案)	17	第5章	第40条	5		本件工事の中止	貴市に増加費用をご負担いただく場合、金融費用もご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No254の回答をご参照ください。
256	事業契約書(案)	18	第5章	第43条	5		引渡予定日、供用開始日の変更	貴市に費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	負担する費用の費目に関して制限は設けておりません。市は、増加費用及び損害を負担する合理的な事由が生じた場合、当該増加費用及び損害を事業契約の相手方である事業者に対して負担することを規定しています。
257	事業契約書(案)	19	第5章	第45条	3		臨機の措置	貴市に費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	負担する費用の費目に関して制限は設けておりません。市は、増加費用及び損害を負担する合理的な事由が生じた場合、当該増加費用及び損害を事業契約の相手方である事業者に対して負担することを規定しています。
258	事業契約書(案)	19	第5章	第46条	1		建設対象施設の建設に伴い第三者に及ぼした損害	不可抗力事由に起因して本件工事に関連して第三者に生じた損害は、不可抗力規定により貴市と事業者で責任を分担することになりますでしょうか。	お見込みのとおりです。
259	事業契約書(案)	20	第5章	第48条	1		完工確認及び完工確認通知の交付	完工確認及び完工確認通知の交付は引渡毎に行われるとの理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
260	事業契約書(案)	20	第5章	第49条	2		建設対象施設の引渡し	「貴市が前項の規定により施設完成確認書を交付した後、事業者は目的物引渡書を交付することにより貴市に建設対象施設の引渡しを行い、貴市は、引渡予定日に建設対象施設の所有権を取得する。」とありますが、目的物引渡書の雛形は制定されますでしょうか。	後日回答します。
261	事業契約書(案)	20	第5章	第49条	2		建設対象施設の引渡し	「貴市が前項の規定により施設完成確認書を交付した後、事業者は目的物引渡書を交付することにより貴市に建設対象施設の引渡しを行い、貴市は、引渡予定日に建設対象施設の所有権を取得する。」とあります。目的物引渡書の交付から貴市による承認まで具体的ににどの程度の期間を想定されていますでしょうか。（事業者へ完工引渡し後に融資を実行する際の証憑とすることを意図しております。）	後日回答します。
262	事業契約書(案)	20	第5章	第50条			建設対象施設の契約不適合	「建設対象施設の引渡しを受けた日から２年以内に限り」とありますが、備品調達業務については、メーカー保証が１年であることが多く、備品については１年以内としていただけませんでしょうか？ （備品の保守管理を事業者が行うことからすれば、１年以内としても市に不利益はないものと思われます）	原文のままとします。
263	事業契約書(案)	21	第5章	第50条	3		建設対象施設の契約不適合	各施設に応じて建設企業が異なる場合、保証の対象は、担当する施設の建設業務に限られるという理解でよろしいでしょうか。	各企業が担当する業務に応じて、保証書を個別に作成・提出いただきます。
264	事業契約書(案)	21	第6章	第52条	1		パークミュージアムマネージャーの確保等	別紙1第52項に照らし、パークミュージアムマネジメント業務を受託する構成員又は協力企業（基本協定別紙3「受託企業及び請負企業一覧」⑤記載の法人を設置・通知すればよいのでしょうか。	お見込みのとおりです。

265	事業契約書(案)	22	第8章	第57条			維持管理業務・運営業務開始の遅延による違約金	維持管理業務・運営業務開始の遅延が市の責めに帰する場合（工芸美術館のオープン遅延など）、手配・契約等が当初定められた期日に用意したものの一部は費用が発生する場合があります。この場合、合理的関連性が認められた場合、市は事業者に対し生じた費用を負担していただけると考えてよいか。	市の責めに帰すべき事由により供用開始日に本事業の維持管理及び運営業務等の供用を開始することができない場合は、2023年5月31日公表の「事業契約書（案）」第43条第4項及び第5項に従うことを想定しています。
266	事業契約書(案)	23	第8章	第60条	5		指定管理者による管理	第5項が二つありますので、適宜ご修正ください。	該当箇所を修正します。
267	事業契約書(案)	23	第8章	第62条	1		損害賠償	第三者等への損害が市に起因する場合もあろかと思いますので、以下のとおりご修正ください。 「事業者は、設計・建設業務、維持管理及び運営業務等の執行について、事業者の責めに帰すべき事由により市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。」（「事業者の責めに帰すべき事由により」の追記。）	ご指摘を踏まえ、第三者への損害が市の責めに帰すべき事由により生じた場合は市が負担するよう、該当箇所を修正します。
268	事業契約書(案)	25	第8章	第66条	4		維持管理業務及び運営業務の開始	事業契約締結予定日が2024年3月で、周辺街区公園等の運営開始時期が2024年4月1日からとされており、業務開始日の6か月前までの提出は難しいように思います。この場合どのように対応すべきかご教示ください。	各施設の維持管理業務及び運営業務の開始日の６か月前まで又は本契約締結日以降できる限り速やかに提出してください。該当箇所を修正します。
269	事業契約書(案)	25	第8章	第66条	4		維持管理業務及び運営業務の開始	従事する者の名簿を、運営業務（自主事業を除く。）については６か月前までに、また維持管理業務は業務開始日の１か月前までに提出しなければならないとあるが、雇用・業務の開始時期によって採用・配置前であるなどの可能性があります。その場合、定められた期日を過ぎても速やかに届け出ることで本条を満たすと理解して良いでしょうか。	採用計画によって具体の従事者名が記載できない場合には、従事する職員の氏名に代えて役職、人数や資格等を記載して提出し、その後速やかに名簿を届け出てください。
270	事業契約書(案)	25	第8章	第66条			維持管理業務及び運営業務の開始	第５３条に基づき行われる維持管理業務については、同条の規定に従い、事業者は、指定管理者の指定がその効力を生じる前に行うことができる。 とあるが、この業務に必要な管理権限等は事業者として選定されたのち、その範囲と内容について協議のうえ決められると理解して良いか。	事業契約書（案）第66条第1項ただし書のとおり、第53条に基づき行われる維持管理業務については定めており、その内容は要求水準書及び提案書類に基づき、市と協議のうえ定めます。
271	事業契約書(案)	26	第8章	第70条	3		維持管理及び運営業務等に伴う近隣対策	貴市に増加費用をご負担いただく場合、金融費用もご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	負担する費用の費目に関して制限は設けておりません。市は、増加費用及び損害を負担する合理的な事由が生じた場合、当該増加費用及び損害を事業契約の相手方である事業者に対して負担することを規定しています。
272	事業契約書(案)	27	第8章	第75条	1		利用料金	本項中の「利用料金」の定義と、別紙1第71項で定義される「利用料金」と内容が異なります。第75条第2項以下に照らすと、利用料金とは各施設の利用料金を意味し、ミュージアムショップの収入等は含まれないとする別紙1第71項で定義される「利用料金」の内容が正しいと思われます。「利用料金」の定義の内容をご検討ください。	該当箇所を修正します。
273	事業契約書(案)	27	第8章	第75条	3		利用料金	「本契約締結後、設置条例（予定）等の規定に基づき、あらかじめ市長の承認を得る」とありますが、事業契約の締結（募集要項13頁に拠ると2024年3月）から指定管理期間の開始日（58条に拠れば2024年4月1日）までの間に市長の承認が得られる、との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
274	事業契約書(案)	27	第8章	第75条	4		利用料金	使用料等の未収納については、市はその責めを負わない。とありますが、市が実施する事業等で指示に基づく許可手続きを遂行するにあたり条例に定められた期日までに申請した団体等が支払いをしなかった場合、事業の未実施や中止に繋がったとしても運営事業者はその責を負わないと理解して良いか。	お見込みのとおりです。
275	事業契約書(案)	27	第8章	第75条	4		利用料金	使用料等の上限額の設定はありますでしょうか。また根拠となる資料等（条例及び条例以外の運用等）があれば該当資料をご提示いただきたくお願いします。	町田市公園条例及び町田市国際版画美術館条例をご参照ください。
276	事業契約書(案)	28	第8章	第78条	2	(1)	指定管理者の指定の取消し等	引用条文がずれているように思われますのでご修正ください。なお、第96条第1項各号を意図している場合、第78条第2項(3)は削除となるのでしょうか。	該当箇所を修正します。

277	事業契約書(案)	28	第8章	第78条	2	(4)	指定管理者の指定の取消し等	第97条第１項は市の債務不履行による契約解除の規定でこの条項には各号はありません。第96条第1項各号ということであれば、（３）と重複になりますので、ご確認お願いします。	該当箇所を修正します。
278	事業契約書(案)	28	第8章	第78条	2	(4)	指定管理者の指定の取消し等	「事業者の責めに帰すべき事由により、第97条第1項各号のうちいずれかに該当するとき。」とありますが、第97条は「貴市の債務不履行による解除」に関する定めです。記載に間違いがないか念のためご確認いただけますと幸いです。	該当箇所を修正します。
279	事業契約書(案)	28	第8章	第78条	2	(4)	指定管理者の指定の取消し等	引用条文がずれているように思われますのでご修正ください。	該当箇所を修正します。
280	事業契約書(案)	28	第8章	第78条	2	(16)ア	指定管理者の指定の取消し等	申立てが行われたときではなく、手続き開始決定がなされたときとすることをご検討ください。	原文のとおりとします。
281	事業契約書(案)	29	第8章	第78条	9		指定管理者の指定の取消し等	第78条第2項各号の中には貴市に起因する事由もあります。かかる場合は事業者に生じた損害、損失及び増加費用をご負担いただきたく、本第9項が適用される場面を、事業者の責めに帰する事由に基づき指定取消し等となった場合に限定してください。	該当箇所を修正します。
282	事業契約書(案)	29	第8章	第81条	2			自己の責任及び費用において実施する金額が、1件につき130万円未満は事業者負担が大きいと考えるが、この金額設定の意図をご教示いただきたい。 また、市の責に帰すべき事由とは何か、具体的にご提示いただきたい。	これまで30万未満としておりましたが、30万の場合、多くの修繕が実施しにくい状況がありましたため、この度130万と設定しております。また、費用につきましては基本的にはサービス対価と考えています。市の責に事由は、例えば市の職員の過失により公園や美術館の一部を破損した場合などが想定できますが、事象が生じた場合に協議等行いたいと考えています。
283	事業契約書(案)	29	第8章	第81条	2		本施設の修繕・更新	「業務計画書に基づき、本施設の修繕等のうち日常的なもので、１件につき１３０万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満とありますが、様々な解釈が可能で、提案グループにより積算の考え方が異なると、公正な競争を阻害する要因となります。「日常的」「１件」の考え方について、いくつかの事例をもって、示していただけませんでしょうか？	公表できる資料のうち、芹ヶ谷公園の修繕について、【別紙46】修繕データを公表しますので、ご参照ください。
284	事業契約書(案)	29	第8章	第81条	2		本施設の修繕・更新	貴市に費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	負担する費用の費目に関して制限は設けておりません。市は、増加費用及び損害を負担する合理的な事由が生じた場合、当該増加費用及び損害を事業契約の相手方である事業者に対して負担することを規定しています。
285	事業契約書(案)	29	第8章	第81条	2		本施設の修繕・更新	１件につき１３０万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものについて修繕及び更新を自己の責任及び費用において実施する。 とあるが、上記条件かつ応募時に提案した修繕費用の予算を上限とする、という理解で良いか。（※そうしない場合、修繕リスクを上限値なく事業者が負担することは不可抗力など含め現実的に不可能であるため）	原文のとおりとします。
286	事業契約書(案)	30	第8章	第84条	1		展示物の盗難又は破損	「貴市は、事業者の賠償すべき損害の額をサービス対価から控除することができる。」とありますが、控除の対象はサービス対価F（統括マネジメント・パークミュージアムマネジメント・維持管理・運営業務の対価）のみであり、サービス対価A、B、C、D（設計・建設業務の対価）は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	控除の対象となるサービス対価は、展示物の盗難又は破損が起因した業務に応じて、サービス対価E、F（F-1からF-4まで）から控除することを想定しています。

287	事業契約書(案)	30	第8章	第84条	1		展示品の盗難又は破損	実施方針等に関する質問書に対する回答No.89によると貴市が所蔵品等に付保するものとされています。所蔵品等に破損等が生じて損害が発生した場合、事業者に原因があるか否かにかかわらず、当該損害をまず保険にて手当ていただき、それでも損害が残る場合に、残存の損害を責任割合に応じて分担すること（事業者に原因がある場合に限る。）をご検討ください。	原文のとおりとします。
288	事業契約書(案)	30	第8章	第84条	1		展示品の盗難又は破損	末尾に「サービス対価から控除」とありますが、どのサービス対価から控除されますでしょうか。所蔵品が所蔵されている本施設に係るサービス対価から控除されるのか、各業務に対するサービス対価の金額で按分して各業務のサービス対価から減額されるのか、優先的にいずれかのサービス対価から先に控除されていくのかなど、想定されている控除の方法につきご教示ください。	No286の回答をご参照ください。
289	事業契約書(案)	30	第8章	第84条	2		展示品の盗難又は破損	第三者の所蔵品等に破損等が生じ損害が生じた場合、事業者に原因があるか否かにかかわらず、当該損害をまず保険にて手当ていただき、それでも損害が残る場合に、残存の損害を責任割合に応じて分担すること（事業者に原因がある場合に限る。）をご検討ください。	原文のとおりとします。
290	事業契約書(案)	31	第8章	第87条	2		市による運営業務に関する説明要求及び立会い	「運営業務計画書又は運営業務年間計画書の内容を逸脱･･･別紙4の業績等の監視及び改善要求措置要領に示す･･･」とありますが、別紙4（4頁）の「市による業績監視」には運営業務計画書や運営業務年間計画書についての記載が有りません。貴市による業績監視のプロセスについて統一するようお願い致します。	事業契約書（案）の別紙4を修正します。
291	事業契約書(案)	31	第8章	第88条	1		維持管理及び運営業務等により第三者に及ぼした損害	貴市が負担する損害には不可抗力事由に基づいて発生した損害も含まれると理解しております。したがって、ただし書部分について、不可抗力の場合の負担についてご追記ください。	原文のとおりとします。不可抗力による場合は2023年5月31日公表の「事業契約書（案）」第113条及び第114条に従うことを想定しています。
292	事業契約書(案)	33	第10章	第93条	2	(1)	施設の更新・修繕に関する業務の承継に関する特則	貴市に費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	原文のとおりとします。
293	事業契約書(案)	33	第10章	第94条	(1)		事業者の債務不履行による解約解除	第三者による濫用的申立ての場合を考慮して、第三者による申立てについては、これら倒産等の手続開始決定があったときとするか、一定期間内に申立てが取下げ又は却下とならない場合へと限定いただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
294	事業契約書(案)	33	第10章	第94条	(6)		事業者の債務不履行による解約解除	引用条文がずれているように思われますのでご修正ください。	該当箇所を修正します。
295	事業契約書(案)	33	第10章	第94条	1		事業者の債務不履行による契約解除	自主事業（付帯事業）の不履行による解除は、本事業の解除事由に該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	事業者からの提案書類に記載された提案内容の実施は本事業の契約条件となります。ただし、自主事業が一時的に困難となり、かつ、代替措置を講じるなど、自主事業を除く本事業の実施に影響がない範囲において事業者からの提案を充足しようとする場合については、市との協議により、必ずしも契約解除の要件たる債務不履行とみなさない場合があります。このような状況が予見される場合もしくは実際にこのような状況となった場合には、速やかに市に協議の申出を行ってください。
296	事業契約書(案)	34	第10章	第95条	2		建設対象施設の引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除	引用条文がずれているように思われますのでご修正ください。	該当箇所を修正します。

297	事業契約書(案)	34	第10章	第95条	2		本施設の引渡し前のＰＦＩ事業者の責めに帰すべき事由による契約解除	「第109条の規定に従う。」とありますが、第109条は「建設対象施設の引渡し後の解除」について定めてあります。正しくは、「（建設対象施設の引渡し前の解除）第108条の規定に従う。」でしょうか。ご確認いただけますと幸いです。	お見込みのとおりです。該当箇所を修正します。
298	事業契約書(案)	34	第10章	第96条	2		建設対象施設の引渡し後の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除	「建設対象施設の引渡し後、第95条又は前項の規定により本契約が解除された場合の解除に伴う市からの支払等については、第110条の規定に従う。」とありますが、第95条は「建設対象施設の引渡し前」、第110条は「損害賠償、違約金等」に関する定めです。正しくは「建設対象施設の引渡し後、第94条又は前項の規定により本契約が解除された場合の解除に伴う市からの支払等については、第109条の規定に従う。」でしょうか。ご確認いただけますと幸いです。	お見込みのとおりです。該当箇所を修正します。
299	事業契約書(案)	34	第10章	第96条	2		建設対象施設の引渡し後の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除	本項は建設対象施設の引渡し後を規律したものですが、第95条は引渡し前の解除を規定していますので引用条文が誤っていると思われます。また、「110条」という記載は「109条」の誤りでしょうか。	お見込みのとおりです。該当箇所を修正します。
300	事業契約書(案)	34	第10章	第97条	1		市の債務不履行による契約解除	「市の重要な義務違反により本事業の実施が困難となり、」という部分につき、重要かどうかの判断が難しいこと、事業契約上のいかなる義務も履行いただかないと本事業の実施に少なからず影響を与えることから、「重要な」を削除していただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
301	事業契約書(案)	34	第10章	第97条	2		市の債務不履行による契約解除	「第109条又は第110条の規定に従う。」とありますが、第110条は「損害賠償、違約金等」に関する定めです。正しくは「第108条又は第109条の規定に従う。」でしょうか。ご確認いただけますと幸いです。	お見込みのとおりです。該当箇所を修正します。
302	事業契約書(案)	34	第10章	第97条	2		市の債務不履行による契約解除	引用条文がずれているように思われますのでご修正ください。	該当箇所を修正します。
303	事業契約書(案)	34	第10章	第98条	1		市の債務不履行による指定管理者の指定の取消し	「第107条」の記載は「第106条」の誤りでしょうか。	お見込みのとおりです。該当箇所を修正します。
304	事業契約書(案)	34	第10章	第98条	1		市の債務不履行による指定管理者の指定の取消し	「第107条の規定に従い」とありますが、第107条は「事業終了手続きの負担」に関する定めです。正しくは「第106条の規定に従い」でしょうか。ご確認いただけますと幸いです。	お見込みのとおりです。該当箇所を修正します。
305	事業契約書(案)	34	第10章	第98条	2		市の債務不履行による指定管理者の指定の取消し	貴市に増加費用をご負担いただく場合、金融費用もご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	負担する費用の費目に関して制限は設けておりません。市は、増加費用及び損害を負担する合理的な事由が生じた場合、当該増加費用及び損害を事業契約の相手方である事業者に対して負担することを規定しています。
306	事業契約書(案)	34	第10章	第98条	2		市の債務不履行による指定管理者の指定の取消し	貴市に増加費用及び損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	No305の回答をご参照ください。
307	事業契約書(案)	35	第10章	第99条	1		法令変更による契約解除	引用条文がずれているように思われますのでご修正ください。	該当箇所を修正します。
308	事業契約書(案)	35	第10章	第99条	2		法令変更による契約解除	引用条文がずれているように思われますのでご修正ください。	該当箇所を修正します。
309	事業契約書(案)	35	第10章	第99条	2		法令変更による契約解除	「第109条又は第110条の規定に従う。」とありますが、第110条は「損害賠償、違約金等」に関する定めです。正しくは「第108条又は第109条の規定に従う。」でしょうか。ご確認いただけますと幸いです。	お見込みのとおりです。該当箇所を修正します。

310	事業契約書(案)	35	第10章	第100条	1		法令変更による指定管理者の指定の取消し	本項中の「第112条第4項」は「第111条第4項」の誤りでしょうか。	お見込みのとおりです。該当箇所を修正します。
311	事業契約書(案)	35	第10章	第100条	1		法令変更による指定管理者の指定の取消し	「第112条第4項に基づく協議」とありますが、第112条は第2項までしか記載がございません。ご確認いただけますと幸いです。	該当箇所を修正します。
312	事業契約書(案)	35	第10章	第100条	2		法令変更による指定管理者の指定の取消し	「第107条の規定に従い」とありますが、第107条は「事業終了手続きの負担」に関する定めです。正しくは「第106条の規定に従い」でしょうか。ご確認いただけますと幸いです。	お見込みのとおりです。該当箇所を修正します。
313	事業契約書(案)	35	第10章	第101条	1		不可抗力による契約解除	「第114条の協議を行ったにもかかわらず」とありますが、第114条は「不可抗力による増加費用・損害の取扱い」に関する定めです。正しくは「第113条の協議を行ったにもかかわらず」でしょうか。	お見込みのとおりです。該当箇所を修正します。
314	事業契約書(案)	35	第10章	第101条	1		不可抗力による契約解除	「第109条又は第110条の規定に従う。」とありますが、第110条は「損害賠償、違約金等」に関する定めです。正しくは「第108条又は第109条の規定に従う。」でしょうか。ご確認いただけますと幸いです。	お見込みのとおりです。該当箇所を修正します。
315	事業契約書(案)	35	第10章	第101条	1		不可抗力による契約解除	「第114条第4項」の記載は「第113条第4項」の誤りでしょうか。	お見込みのとおりです。該当箇所を修正します。
316	事業契約書(案)	35	第10章	第101条	1		不可抗力による契約解除	引用条文がずれているように思われますのでご修正ください。	該当箇所を修正します。
317	事業契約書(案)	35	第10章	第101条	1	(2)	不可抗力による契約解除	貴市に費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	負担する費用の費目に関して制限は設けておりません。市は、増加費用及び損害を負担する合理的な事由が生じた場合、当該増加費用及び損害を事業契約の相手方である事業者に対して負担することを規定しています。
318	事業契約書(案)	36	第10章	第102条	1		不可抗力による指定管理者の指定の取消し	本項中の「第114条第4項」は「第113条第4項」の誤りでしょうか。	お見込みのとおりです。該当箇所を修正します。
319	事業契約書(案)	36	第10章	第102条	1		不可抗力による指定管理者の指定の取消し	「第114条第4項の協議にもかかわらず」とありますが、第114条に第4項の記載がございません。ご確認いただけますと幸いです。	該当箇所を修正します。
320	事業契約書(案)	36	第10章	第102条	2		不可抗力による指定管理者の指定の取消し	「第107条」の記載は「第106条」の誤りでしょうか。	お見込みのとおりです。該当箇所を修正します。
321	事業契約書(案)	36	第10章	第102条	2		不可抗力による指定管理者の指定の取消し	「第107条の規定に従い」とありますが、第107条は「事業終了手続きの負担」に関する定めです。正しくは「第106条の規定に従い」でしょうか。ご確認いただけますと幸いです。	お見込みのとおりです。該当箇所を修正します。
322	事業契約書(案)	36	第10章	第103条	2		市の任意による契約解除	引用条文がずれているように思われますのでご修正ください。	該当箇所を修正します。
323	事業契約書(案)	36	第10章	第103条	2		市の任意による契約解除	「第109条又は第110条の規定に従う。」とありますが、第110条は「損害賠償、違約金等」に関する定めです。正しくは「第108条又は第109条の規定に従う。」でしょうか。ご確認いただけますと幸いです。	お見込みのとおりです。該当箇所を修正します。
324	事業契約書(案)	36	第10章	第104条	1		契約解除の効力発生	「第95条から前条までの規定により本契約が解除された場合には」とありますが、正しくは「第94条から前条までの規定により本契約が解除された場合には」でしょうか。ご確認いただけますと幸いです。	お見込みのとおりです。該当箇所を修正します。
325	事業契約書(案)	37	第10章	第106条	4		事業終了に際しての措置	自主事業に要した機器類、什器備品その他の物件、第38条第5項に基づき事業者が保有する備品について、貴市に所有権を移転する場合は、無償譲渡ではなく、買取りという理解でよろしいでしょうか。	什器・備品については、後日回答します。

326	事業契約書(案)	37	第11章	第108条	1		建設対象施設の引渡前の解除	建設対象施設の引渡前とは全ての建設対象施設の引渡が完了する前と解釈しますが、この期間に供用開始されている施設の維持管理運営業務の債権債務については、どのような取扱となるでしょうか？	建設対象施設は施設ごとに引渡しを行い、その前後で契約解除時の取り扱いを判断します。そのため、該当箇所を修正します。
327	事業契約書(案)	37	第11章	第108条	1		建設対象施設の引渡し前の解除	貴市が取得する出来形部分には、当該出来形を構築する上で必要であった費用（事前調査費、設計費、SPCの会社経費や金融費用等）も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
328	事業契約書(案)	38	第11章	第108条	4	(1)	建設対象施設の引渡し前の解除	本項は建設対象施設の引渡し前を規律したものですが、第96条は引渡し後の解除を規定していますので引用条文が誤っていると思われます。	該当箇所を修正します。
329	事業契約書(案)	38	第11章	第108条	4	(1)	建設対象施設の引渡し前の解除	「本契約が第95条又は第96条により解除されたときは」とありますが、第96条は「建設対象施設の引渡し後」に関する定めです。正しくは「本契約が第94条又は第95条により解除されたときは」でしょうか。ご確認いただけますと幸いです。	お見込みのとおりです。該当箇所を修正します。
330	事業契約書(案)	38	第11章	第108条	4	(2)	建設対象施設の引渡し前の解除	引用条文はそれぞれ1条前の条文を意図していますでしょうか。かかる理解でよろしければ、引用条文をご修正ください。	お見込みのとおりです。該当箇所を修正します。
331	事業契約書(案)	38	第11章	第108条	4	(2)	建設対象施設の引渡し前の解除	「本契約が第98条、第100条、第102条又は第104条により解除されたときは」とありますが、正しくは「本契約が第97条、第99条、第101条又は第103条により解除されたときは」でしょうか。ご確認いただけますと幸いです。	お見込みのとおりです。該当箇所を修正します。
332	事業契約書(案)	39	第11章	第109条	1		建設対象施設の引渡前の解除	建設対象施設の引渡前とは全ての建設対象施設の引渡が完了する前と解釈しますが、この期間に供用開始されている施設の維持管理運営業務の債権債務については、どのような取扱となるでしょうか？	No326の回答をご参照ください。
333	事業契約書(案)	38	第11章	第109条	3	(1)	建設対象施設の引渡し後の解除	「本契約が第95条又は第96条により解除されたときは」とありますが、第96条は「建設対象施設の引渡し後」に関する定めです。正しくは「本契約が第94条又は第95条により解除されたときは」でしょうか。ご確認いただけますと幸いです。	お見込みのとおりです。該当箇所を修正します。
334	事業契約書(案)	38	第11章	第109条	3	(1)	建設対象施設の引渡し後の解除	本項は建設対象施設の引渡し後を規律したものですが、第95条は引渡し前の解除を規定していますので引用条文が誤っていると思われます。	該当箇所を修正します。
335	事業契約書(案)	38	第11章	第109条	3	(2)	建設対象施設の引渡し後の解除	引用条文はそれぞれ1条前の条文を意図していますでしょうか。かかる理解でよろしければ、引用条文をご修正ください。	お見込みのとおりです。該当箇所を修正します。
336	事業契約書(案)	38	第11章	第109条	3	(2)	建設対象施設の引渡し後の解除	「本契約が第98条、第100条、第102条又は第104条により解除されたときは」とありますが、正しくは「本契約が第97条、第99条、第101条又は第103条により解除されたときは」でしょうか。ご確認いただけますと幸いです。	お見込みのとおりです。該当箇所を修正します。
337	事業契約書(案)	38	第11章	第109条	5		建設対象施設の引渡し後の解除	貴市に費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	負担する費用の費目に関して制限は設けておりません。市は、増加費用及び損害を負担する合理的な事由が生じた場合、当該増加費用及び損害を事業契約の相手方である事業者に対して負担することを規定しています。
338	事業契約書(案)	39	第11章	第110条	1	(2)	損害賠償、違約金等	開館準備業務終了後は、解除が生じた事業年度のサービス対価Fのみ（サービス対価Eは除外）が計算の基準となるのででしょうか。	お見込みのとおりです。
339	事業契約書(案)	39	第11章	第110条	1	(2)	損害賠償、違約金等	工芸美術館に係る違約金について、開館準備期間（2025年4月～2026年2月）の途中で解除された場合は、「サービス対価Eの100分の10に相当する額」のみという理解で宜しいでしょうか。 それとも「サービス対価Eの100分の10に相当する額＋サービス対価F-3の2026年3月分の100分の10に相当する額の合計額」という理解で宜しいでしょうか。	2023年6月30日公表の「募集要項」に示す事業期間で例示すると、工芸美術館の開館準備期間中の2025年12月に解除されたときは、当該解除が生じた事業年度（2025年度）のサービス対価Eの100分の10に相当する額及び当該解除が生じた事業年度のサービス対価F（F-1（1年間分）、F-2（1年間分）、F-3（2026年3月分））の100分の10に相当する額の合計です。 明確化のため該当箇所を修正します。
340	事業契約書(案)	39	第11章	第110条	1		損害賠償、違約金等	第97条は貴市の債務不履行に基づく解除ですので削除してください。	該当箇所を修正します。

341	事業契約書(案)	39	第11章	第110条	1		損害賠償、違約金等	「別紙8」の記載は「別紙7」の誤りでしょうか。	原文のとおりとします。
342	事業契約書(案)	39	第11章	第110条	1		損害賠償、違約金等	違約金の額について、「設計・建設業務の対価の合計の100分の10に相当する金額」及び「サービス対価E及びサービス対価Fの合計の100分の10に相当する金額」と記載がございますが、消費税に相当する金額についての取り扱いをご教示頂けますでしょうか。	消費税相当額を含めた金額の合計の100分の10に相当する金額を指します。
343	事業契約書(案)	39	第11章	第110条	1		損害賠償、違約金等	本事業の場合、建設対象施設毎に「工事完工日」が異なるかと存じます。例えば「体験棟」が「工事完工日後」、「本公園」が「工事完工日前」の期間における違約金の取り決めについて、ご教示いただけますでしょうか。その他の「建設対象施設」についても同様です。	建設対象施設ごとに判断します。
344	事業契約書(案)	39	第11章	第110条	1		損害賠償、違約金等	「本契約が第95条、第96条又は第97条により解除されたとき」とありますが、第97条は「貴市の債務不履行による解除」に関する定めです。正しくは「本契約が第94条、第95条又は第96条により解除されたとき」でしょうか。ご確認いただけますと幸いです。	お見込みのとおりです。該当箇所を修正します。
345	事業契約書(案)	39	第11章	第110条	5		損害賠償、違約金等	引用条文はそれぞれ1条前の条文を意図していますでしょうか。かかる理解でよろしければ、引用条文をご修正ください。	お見込みのとおりです。該当箇所を修正します。
346	事業契約書(案)	39	第11章	第110条	5		損害賠償、違約金等	貴市に損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	負担する費用の費目に関して制限は設けておりません。市は、増加費用及び損害を負担する合理的な事由が生じた場合、当該増加費用及び損害を事業契約の相手方である事業者に対して負担することを規定しています。
347	事業契約書(案)	39	第11章	第110条	5		損害賠償、違約金等	「第98条又は第104条によりこの契約が解除されたとき」とありますが、第98条は「市の債務不履行による指定管理者の指定の取消し」、第104条は「契約解除の効力発生」に関する定めです。正しくは「第97条又は第103条によりこの契約が解除されたとき」でしょうか。ご確認いただけますと幸いです。	お見込みのとおりです。該当箇所を修正します。
348	事業契約書(案)	39	第11章	第110条	6		損害賠償、違約金等	事業終了に伴い発生する諸費用は、明確に規定がない限り、事業者が負担するとされています（第107条）。貴市の責めに基づく契約解除の場合は、終了に伴う諸費用を貴市にご負担いただきたく、本第110条第6項に、第97条及び第103条に基づく解除の場合も含めるようご修正いただけないでしょうか。	条数の誤記がありましたので、該当箇所を修正します。
349	事業契約書(案)	39	第11章	第110条	6		損害賠償、違約金等	「第100条又は第102条によりこの契約が解除されたとき」とありますが、第100条は「法令変更による指定管理者の指定の取消し」、第102条は「不可抗力による指定管理者の指定の取消し」に関する定めです。正しくは「第99条又は第101条によりこの契約が解除されたとき」でしょうか。ご確認いただけますと幸いです。	お見込みのとおりです。該当箇所を修正します。
350	事業契約書(案)	39	第11章	第110条	6		損害賠償、違約金等	貴市に費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	負担する費用の費目に関して制限は設けておりません。市は、増加費用及び損害を負担する合理的な事由が生じた場合、当該増加費用及び損害を事業契約の相手方である事業者に対して負担することを規定しています。
351	事業契約書(案)	39	第11章	第110条	7		損害賠償、違約金等	第110条第1項と同様に、基本協定第11条第8項に基づき代表企業、構成員又は協力企業が違約金を 支払ったときは、当該違約金の額が控除され、二重に支払う必要はないとの理解でよろしいでしょうか。かかる理解でよろしければ、その旨ご追記ください。	前段お見込みのとおりです。 後段原文のとおりとします。事業契約書（案）第110条第7項の規定は、同別紙8第3条第2項の規定に加え、市が指定管理者の指定を取り消すか否かにかかわらず、違約金を事業者に請求できるものとしています。一方、基本協定書（案）第11条第8項に基づき違約金を支払う場合は指定管理者としての指定前であり、追加する必要がないと考えています。

352	事業契約書(案)	40	第13章				不可抗力	当該及び関連する事業自体に対する反対運動、事業者が当事者とならない関連する訴訟等に起因する事業者の責に帰さない事由は不可抗力にあたると考えてよいか。	本施設を設置すること自体及び本事業の業務範囲外の関連事業に関する住民の反対運動、訴訟等の対応は、第37条第6項のとおりです。
353	事業契約書(案)	40	第12章	第112条	1		法令変更による費用・損害の取扱い	貴市に増加費用及び損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	負担する費用の費目に関して制限は設けておりません。市は、増加費用及び損害を負担する合理的な事由が生じた場合、当該増加費用及び損害を事業契約の相手方である事業者に対して負担することを規定しています。
354	事業契約書(案)	40	第12章	第112条	1		法令変更による費用・損害の取扱い	貴市に増加費用をご負担いただく場合、金融費用もご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No353の回答をご参照ください。
355	事業契約書(案)	41	第13章	第114条	1	(1)	不可抗力による増加費用・損害の取扱い	貴市に増加費用及び損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	負担する費用の費目に関して制限は設けておりません。市は、増加費用及び損害を負担する合理的な事由が生じた場合、当該増加費用及び損害を事業契約の相手方である事業者に対して負担することを規定しています。
356	事業契約書(案)	41	第13章	第114条	(1)		不可抗力による増加費用・損害の取扱い	増加費用には金融費用も含むとの理解でよろしいでしょうか。	負担する費用の費目に関して制限は設けておりません。市は、増加費用及び損害を負担する合理的な事由が生じた場合、当該増加費用及び損害を事業契約の相手方である事業者に対して負担することを規定しています。
357	事業契約書(案)	41	第13章	第114条	(2)		不可抗力による増加費用・損害の取扱い	開館準備業務が終了しサービス対価が支払われない事業年度については、サービス対価Fのみ（サービス対価Eは除外）が計算の基準となるという理解でよろしいでしょうか。。	お見込みのとおりです。
358	事業契約書(案)	41	第13章	第115条	1		第三者の責めに帰すべき事由による本施設の損害	事業者が負担する第三者への損害賠償は本施設のみが対象で、所蔵品、預託品及び展示品に対する侵害に対する損害賠償は貴市の負担で行うという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
359	事業契約書(案)	41	第13章	第115条	1		第三者の責めに帰すべき事由による本施設の損害	訴訟となる場合長期に渡る可能性もあり、かりに、かかる損害が原因で事業遂行が困難となり事業契約が解除される場合、事業者による訴訟追行の当事者適格に疑義が生じることも想定されます。そこで、第三者に対する損害賠償請求は事業者のみの負担ではなく、貴市と事業者の双方負担として協議の上進めていく建付けとすることをご検討ください。	質問内容を踏まえて、該当箇所を修正します。
360	事業契約書(案)	41	第13章	第115条	1		第三者の責めに帰すべき事由による本施設の損害	引用条文がずれているように思われますのでご修正ください。	該当箇所を修正します。
361	事業契約書(案)	42	第13章	第115条	1		第三者の責めに帰すべき事由による本施設の損害	「第107条、第113条及び第115条の規定は適用しない。」とありますが、文脈を読み取ると、正しくは「第106条、第112条及び第114条の規定は適用しない。」でしょうか。ご確認いただけますと幸いです。	お見込みのとおりです。該当箇所を修正します。
362	事業契約書(案)	42	第13章	第115条	4		第三者の責めに帰すべき事由による本施設の損害	「前項の規定により本施設の損害の状況等が確認されたときは、」とあるため、本項は、侵害行為をした第三者を知ることができない場合に限定して適用されるものと思われます。しかし、当該第三者を知り得ても、損害賠償請求が長く続くこと、当該第三者が個人である場合、毀損した本施設を復旧させるだけの資力を期待できないことから、本事業の各業務を適切に遂行できなくなることも想定されます。したがって、第三者から損害賠償がなされた場合は精算するものとして、第三者を知ることができるかできないかにかかわらず、「各施設を本契約等に適合させるために要する費用」を一次的に貴市にて負担することをご検討いただけないでしょうか。	質問内容を踏まえて、該当箇所を修正します。
363	事業契約書(案)	42	第13章	第115条	4		第三者の責めに帰すべき事由による本施設の損害	第三者による侵害行為は、主に施設の利用者によるものが想定されます。したがって、ただし書中の「本施設の損害が利用者によって生じたものであるとき、又は」は削除いただけないでしょうか。	原文のとおりとします。併せてNo362の回答をご参照ください。

364	事業契約書(案)	42	第13章	第115条	5		第三者の責めに帰すべき事由による本施設の損害	貴市に費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	負担する費用の費目に関して制限は設けておりません。市は、増加費用及び損害を負担する合理的な事由が生じた場合、当該増加費用及び損害を事業契約の相手方である事業者に対して負担することを規定しています。
365	事業契約書(案)	42	第13章	第115条	6		第三者の責めに帰すべき事由による本施設の損害	第115条第1項は事業者が損害賠償請求を行うとされる一方、本第6項では貴市も損害賠償請求を行う旨が規定されています。貴市主導で損害賠償請求がなされることもあるのでしょうか。	該当箇所を修正します。
366	事業契約書(案)	42	第14章	第117条	1		著作権の侵害の防止	第三者の著作権を侵害しない旨の保証は、事業者が実施設計及び整備工事を行った設計図書等及び本施設に限定されるという理解でよろしいでしょうか。	第三者の著作権を侵害するものでないことに対する事業者の保証は、本事業の実施に際して事業者が実施設計及び建設を行った設計図書等並びに維持管理業務及び運営業務等における本施設を利用する行為を対象とし、市が実施する本事業の建設対象施設の各基本設計、体験棟の実施設計、工芸美術館の建築等は含まれません。
367	事業契約書(案)	42	第14章	第117条	2		著作権の侵害の防止	第三者の著作権を侵害しない旨の保証は、事業者が実施設計及び整備工事を行った設計図書等及び本施設に限定されるという理解でよろしいでしょうか。	No366の回答をご参照ください。
368	事業契約書(案)	42	第14章	第117条	3		著作権の侵害の防止	第三者の著作権を侵害しない旨の保証は、事業者が実施設計及び整備工事を行った設計図書等及び本施設に限定されるという理解でよろしいでしょうか。	No366の回答をご参照ください。
369	事業契約書(案)	42	第14章				知的財産権等	実施方針等に関する質問書に対する回答No.79において、知的財産高等裁判所から即時抗告状が到達したとありますが、裁判所の判断をご教示ください。また、いかなる事案についての即時抗告であったか概要をご教示ください。	2023年6月16日町田市文教社会常任委員会にて報告した際の資料を「【別紙33】行政報告資料_国際版画美術館等に関する工事の差止を求める仮処分命令申立事件について」にて公表しますので、ご参照ください。
370	事業契約書(案)	45	第15章	第126条	3		株主に関する誓約	構成員間の株式の譲渡は事前通知にて足りるとご変更いただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
371	事業契約書(案)	45	第15章	第127条	2		金融機関との協議	「第111条第4項」は「第110条第4項」の誤りでしょうか。	お見込みのとおりです。該当箇所を修正します。
372	事業契約書(案)	46	第15章	第128条	1		財務書類の提出	「本契約締結日以降」とありますが、2023年度については書類の提出は不要との理解でよろしいでしょうか。	SPCを設立する2023年度分もご提出ください。
373	事業契約書(案)	46	第15章	第128条			財務書類の提出	会社法第435条第2項に定義されているのは「計算書類」ですので、「監査済財務書類等」を「監査済計算書類」にご修正ください。	該当箇所を修正します。
374	事業契約書(案)別紙1	48	18	18			供用開始日	別紙2では供用開始日として特定日が規定されていますが、かかる記載にかかわらず別途協議により決定することが可能ということでしょうか。	事業者は、別紙2に示される供用開始日よりも早い時期を提案することが可能であるため、それを意図した記載です。
375	事業契約書(案)別紙1	49	33	33			周辺街区公園等	別紙2には「周辺街区公園等（11箇所）」又は「周辺街区公園等11箇所」の記載しかありませんが、要求水準書別紙15（周辺街区公園等位置図）に記載される公園等を意味するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。該当箇所を修正します。
376	事業契約書(案)別紙1	50	55				不可抗力	「不可抗力」の定義・要件などについて定められていますが、記載内容の詳細条件・考え方について今後の対話等によって不可抗力の定義・要件を確認する機会を頂きたくお願いします。	不可抗力の定義は別紙1に記載のとおりとし、具体的には当該時点の事象に基づいて判断します。
377	事業契約書(案)別紙2	53	3	(2)			統括マネジメント業務、パークミュージアムマネジメント業務期間	パークミュージアムマネジメント業務の始期につき、要求水準書第7.1.(3)では2024年4月1日からとされています。一方で、事業契約の締結予定日は2024年3月とされています（募集要項第3.(5)ア）。事業契約締結タイミングにより大きな差異はないのかもしれませんが、念のためいずれが正かご教示ください。	該当箇所を修正します。

378	事業契約書(案) 別紙2	53	3	(3)			設計期間	「本公園（第2期整備）」の始期につき、要求水準書第1.3.(4)アでは2024年4月1日からとされています。一方で、事業契約の締結予定日は2024年3月とされています（募集要項第3.(5)ア）。事業契約締結タイミングにより大きな差異はないのかもしれませんが、念のためいずれが正かご教示ください。	該当箇所を修正します。
379	事業契約書(案) 別紙2	54	3	(4)			本公園（第２期整備）	本公園（第２期整備）の終期が2026年3月31日となっていますが、（６）の供用開始日が2026年3月1日となっておりますので、2026年2月28日ではないかと思われます。ご確認ください。	該当箇所を修正します。
380	事業契約書(案) 別紙2	54	3	(4)			建設期間	「本公園（第2期整備）」の終期につき、要求水準書第1.3.(4)アでは2026年2月28日とされています。いずれが正かご教示ください。	No379の回答をご参照ください。
381	事業契約書(案) 別紙2	54	3	(8)			維持管理・運営業務期間	冒頭の「本（仮称）公園案内棟／喫茶／版画工房／アート体験棟」は、本公園に関する記載の誤りでしょうか。	お見込みのとおりです。該当箇所を修正します。
382	事業契約書(案) 別紙3	1	1				サービス対価の構成	事業者設立に係る諸費用、事業期間中の事業者の管理・運営費、資金調達のためのFA費用、弁護士費用等をいずれのサービス対価に含めるかは、応募者の提案により設定してよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
383	事業契約書(案) 別紙3	2	2	A-2			サービス対価の算定方法	基準金利がマイナスとなる場合はゼロとなりますでしょうか。その場合、その旨をご規定ください。	お見込みのとおりです。該当箇所を修正します。
384	事業契約書(案) 別紙3	2	2	C-1			サービス対価の算定方法	国庫補助金の金額をご教示ください。	国庫補助金の金額は算出しておりません。 補助対象事象費は、防災部局等が関与して作成される計画において、施設レベルで災害時の役割及び運営方法が明記され、かつ計画が公表されている公園施設を整備する工事費とします。 国庫補助金は、補助対象事業費の２分の１を限度となります。
385	事業契約書(案) 別紙3	2	2				サービス対価の算出方法	第2期整備並びに第3期整備について、国庫補助対象分及び市積相当分の整備対象は既に決定しているのかご教示ください。また、決定している場合、それぞれ整備対象の項目・内容をご教示ください。	国庫補助金の金額は算出しておりません。 補助対象事象費は、防災部局等が関与して作成される計画において、施設レベルで災害時の役割及び運営方法が明記され、かつ計画が公表されている公園施設を整備する工事費とします。 国庫補助金は、補助対象事業費の２分の１を限度となります。 市債につきましては、全事業費より国庫補助金を引いた７５％で算出します。
386	事業契約書(案) 別紙3	2	2				サービス対価の算定方法	基準金利について、0%を下限とする旨を規定いただけないでしょうか。ご検討のほど宜しくお願いいたします。	No383の回答をご参照ください。
387	事業契約書(案) 別紙3	2	2				サービス対価の算定方法	C-1及びD-1の算定式に「国庫補助金」と記載がございますが、国庫補助金に関する詳細はどの資料を確認すればよいでしょうか。	No384の回答をご参照ください。
388	事業契約書(案) 別紙3	2	2				一時金と割賦について	A-1とA-2の対象である業務費用の消費税分は、A-1の伊勝支払金分として支払いされる理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
389	事業契約書(案) 別紙3	3	2	D-1			サービス対価の算定方法	国庫補助金の金額をご教示ください。	No384の回答をご参照ください。
390	事業契約書(案) 別紙3	3	2	F-1			サービス対価の算定方法	見込収益とは、事業者の収入として収受できる金額を意味しますでしょうか。F-2からF-4記載の見込収益についても同様の解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
391	事業契約書(案) 別紙3	3	2	F-1			サービス対価の算定方法	末尾の「統括マネジメント業務、維持管理業務及び運営業務に係る対価の提案価格となる。」という部分につき、本項(1)（5ページ）の記載に照らして、「パークミュージアムマネジメント業務」も記載されるべきでしょうか。	お見込みのとおりです。 該当箇所を修正します。
392	事業契約書(案) 別紙3	3	2				サービス対価の算定方法	D-1の内容に「D-2」と記載があるのは、「D-1」の誤りとの理解で宜しいでしょうか。	該当箇所を修正します。

393	事業契約書(案)別紙3	5	2	(1)			サービス対価算定時に控除される見込収益の構成	（１）において、サービス対価算定時に控除される見込収益の対象として、施設使用料が挙げられておりますが、当該施設使用料の対象とは、本施設の有料公園施設利用料、駐車場料金、国際版画美術館及び体験棟の施設利用料が該当するという認識でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
394	事業契約書(案)別紙3	5	2	(1)			サービス対価算定時に控除されないと想定される見込収益の構成	（２）において、サービス対価算定時に控除されないと想定される見込収益の構成として、市が事業者に販売を委託する図録等に係る販売手数料のみが挙げられておりますが、このほか事業者による収受の対象として施設使用料以外に認められている、ミュージアムショップの収入、広報物やホームページ等を活用した広告料収入、事業者が企画する集客イベントや事業者が企画する講座等の実施に伴う参加費等収入についても、同様に控除の対象外という認識でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
395	事業契約書(案)別紙3	5	2	(2)	①		市が事業者に販売を委託する図録等に係る販売手数料	「図録等の販売代金を市に支払い、市はこれに対し、販売手数料を支払う」とありますが、販売手数料分を相殺した販売代金を貴市へ支払うのではなく、先にPFI事業者から貴市へ販売代金を支払い、その後で貴市から販売手数料が支払われるのでしょうか。	販売代金を事業者から市に支払う際に、市の販売手数料分を相殺した額とすることを想定しています。
396	事業契約書(案)別紙3	5	2	(2)	①		市が事業者に販売を委託する図録等に係る販売手数料	PFI事業者から貴市への販売代金の支払い、及び貴市からPFI事業者への販売手数料の支払いについて、それぞれ請求・支払いのタームを御教示願います。	事業者からの提案を基に協議により決定します。
397	事業契約書(案)別紙3	5	2	(2)	①		図録等の代金の販売手数料	図録等の販売代金は市から支払いされる販売手数料は、事業者の提案し、別途契約を締結するのでしょうか。	市が販売を委託する図録等の販売手数料は、販売価格の10%程度を想定していますが、詳細は事業者との協議により決定します。 また、事業契約書（案）第76条第1項に従い、別途収納事務委託契約を締結することを予定しています。
398	事業契約書(案)別紙3	5	3	(1)	A-1		サービス対価の支払方法	B-1等と同様に、A-1も建設業務費用だけではなく、工事監理費用も請求の対象となる理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
399	事業契約書(案)別紙3	5	3	(1)	A-2		サービス対価の支払方法	A-2に記載される基準金利は10時現在のレートとされていますが、10時30分でしょうか。B-2以降も同様です。	お見込みのとおりです。該当箇所を修正します。
400	事業契約書(案)別紙3	5	3	(1)			サービス対価の支払方法	基準金利について、0%を下限とする旨を規定いただけないでしょうか。ご検討のほど宜しくお願いいたします。	No383の回答をご参照ください。
401	事業契約書(案)別紙3	6	2	(1)	D-2		公園第3期整備前倒し時の金額について	公園第3期整備の引き渡しが提案により前倒しが可能となっておりますが、前倒しした場合は、公園第3期整備区域の維持管理・運営期間が延びることで維持管理業務、運営業務の対価が増額することとなりますが、前倒ししたことに値する評価されるとの認識でよろしいでしょうか？	事業者提案により供用開始を早めた場合でも維持管理業務及び運営業務の終了日は変更しませんので、ご提案においては維持管理業務及び運営業務の期間が長くなり当該費用が変化、設計業務及び建設業務の期間を短縮することによる当該費用の変化、供用開始を早めることによる本施設の魅力向上となることを総合的にご検討の上、ご提案ください。 評価の有無、審査項目はご提案内容に応じて判断します。
402	事業契約書(案)別紙3	6	3	(1)	D-2		公園第3期整備前倒し時の支払い方法	公園第3期整備の引き渡しが提案により前倒しが可能となっておりますが、前倒しした場合は、引き渡し後に到来する四半期から四半期ごとに計40回支払いされ、基準金利は、前倒しした施設引渡日の2営業日前が基準金利となる理解でよろしいでしょうか？	公園第3期整備の引渡しを前出しした場合の実施設計・建設業務の対価のうち、D-1を除いた割賦払分は、維持管理業務及び運営業務の期間に応じた元利均等償還方式となり、支払回数も前倒しされた期間に応じて調整します。 基準金利は引渡日の2銀行営業日前です。 該当箇所を修正します。
403	事業契約書(案)別紙3	6	3	(1)			サービス対価の支払方法	E,F-1,F-2,F-3,F-4について、四半期ごとの請求となりますが、各四半期の金額算定にあたり円未満の数値が生じた場合、各事業年度の最終支払回にて調整するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
404	事業契約書(案)別紙3	8	3	(1)			サービス対価の支払方法	「※消費税については、各サービス対価の支払い時に合わせ、事業者に支払う」とありますが、サービス対価の割賦元本に含まれ、消費税部分に対する割賦金利も付されるとの理解でよろしいでしょうか。	設計・建設業務の対価に係る消費税相当分は、各建設対象施設の一括支払金分（A-1、B-1、C-1、D-1）に含めて支払います。

405	事業契約書(案)別紙3	8	3	(1)			光熱水費及び燃料費	「光熱水費及び燃料費の予定額」とありますが、提案価格の算出に必要な積算方法あるいは具体的な金額を御提示戴き、応募者間で公平性が担保されるようお願い致します。	版画美術館及び工芸美術館（博物館）につきましては、「課別・事業別行政評価シート」をご確認ください。基本的には、直近3年の実績値をベースに算出しているため、光熱水費等の価格が積算できると考えております。そこから、アート・出会いの広場及びアート体験棟については、建物の面積に応じて、算出しております。
406	事業契約書(案)別紙3	8	3	(1)			光熱水費及び燃料費	「光熱水費及び燃料費の予定額」を定めるプロセスを御教示願います。	No405の回答をご参照ください。
407	事業契約書(案)別紙3	9	4	(1)	④		サービス対価の改定	実施方針別紙1.No.53～55では、独立採算事業を除き、施設利用者数の変動による収入・支出の増減は貴市のリスク分担とされています。また、本事業契約書別紙第4項(4)では需要変動に伴うサービス対価の増額について貴市の負担であるように思われます。本④では貴市と事業者の双方負担とされていますが、事業者が負担する場合とは、需要変動が生じているもののサービス対価の是正が不要であると判断された場合を意味するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 版画美術館及び工芸美術館の観覧料収入は市の収入とすることで利用者数の変動リスクを市が負うこととしています。また、市が企画する事業費分及び事業者に実施を求める一定分は当該費用相当をサービス対価に含める想定です。 その他の事業者の収入とする対象は、収入が増加した場合に事業者の収益とできることから、需要変動リスクについて、市と事業者の双方が負担するものとしています。
408	事業契約書(案)別紙3	9	4	(2)	①		改定の時期	急激な物価変動がいつ生じるかは予測困難ですので、サービス対価の変更を請求できる期間を事業契約締結以降可能としていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
409	事業契約書(案)別紙3	11	4	(3)	ア		物価変動に伴う統括マネジメント業務、パークミュージアムマネジメント業務、維持管理業務及び運営業務の対価の改定	建築設備保守管理業務、植栽維持管理業務、公園施設保守管理業務については対価の改定の対象とはならないのでしょうか。それとも、本(3)イに含まれるのでしょうか。、	要求水準書の維持管理業務に記載の業務を含みます。該当箇所を修正します。
410	事業契約書(案)別紙3	14	4	(3)			サービス対価の減額等	条項番号につき、(3)が重複していますので(4)にご修正ください。	該当箇所を修正します。
411	事業契約書(案)別紙3	14	4	(4)			需要変動による改定の考え方	是正の必要があると認められるか否かの何らかの基準は想定されていますでしょうか。想定があればご教示ください。	現時点で判断基準の想定はありません。
412	事業契約書(案)別紙3	14	4	(4)			需要変動による改定の考え方	条項番号につき、(5)にご修正ください。	該当箇所を修正します。
413	事業契約書(案)別紙3	14		4	4		需要変動による改定の考え方	・供用開始3年後に改定を申し入れた場合、その後の「都度」というのは、さらに3年後以降に改定の申し入れが可能という理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
414	事業契約書(案)別紙4	3	2	(2)	②		契約解除	「事業契約を解除する」場合、契約解除の取扱いは、事業契約書（案）第108条に従う、との理解でよろしいでしょうか。	事業契約書（案）第94条第1項第7号により契約解除する場合、第11章以下の規定その他関連する規定を適用します。
415	事業契約書(案)別紙4	4	3	(1)	②		定期業績監視	「月次及び年次報告書」とありますが、「月次」とは要求水準書（13頁）に記載の「業務月報」を指すとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
416	事業契約書(案)別紙4	4	3	(1)	②		定期業績監視	施設を巡回する頻度を御教示願います。	定期業績監視として実施する施設の巡回による各業務の遂行状況の確認は月1回を想定しています。
417	事業契約書(案)別紙4	4	3	(1)	②		定期業績監視	「市及び事業者が出席する会議体を開催し」とありますが、開催に際して必要な諸調整が貴市の所掌との理解でよろしいでしょうか。	市庁内の組織間調整は市が行いますが、市の窓口担当者との調整や会議体の開催は事業者が実施してください。
418	事業契約書(案)別紙4	5	3	(2)	①		要求水準の未達の基準	「重大な事象」「重大な事象以外の事象」ともに、不可抗力や事業者に帰責が無い原因に拠る場合は除かれるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

419	事業契約書(案) 別紙4	6	3	(2)	③	イ	減額ポイントの対象	光熱水費及び燃料費は減額の対象となる事態（要求水準の未達）とは無関係に要する費用と思料致しますが如何でしょうか。その観点から、光熱水費及び燃料費を減額対象外に変更戴けないでしょうか。	原則としてお見込みのとおりです。ただし、事業者の責めより、光熱水費及び燃料費の増加が生じた場合等、事象に応じて追加する場合があります。 該当箇所を修正します。
420	事業契約書(案) 別紙4	6	3	(2)	③	イ	減額ポイントの対象	減額はサービス対価E及びFの各項目にどのように適用されますでしょうか。減額ポイントを業務毎に管理し、減額ポイントが計上された業務毎に当該業務のサービス対価が減額されるのか、サービス対価E及びFの金額で按分して減額されるのか、優先的にいずれかのサービス対価が先に減額されていくのかなど、想定されている減額の適用方法につきご教示ください。	減額ポイントの計上対象となる事態は、どの業務において生じた事象であれ事業者の責めに帰すべきものであるため、業務ごとではなく事業者に対して行われます。当該年度のサービスE、Fの金額に応じて按分する想定です。
421	事業契約書(案) 別紙4	6	3	(2)	③	ウ	減額ポイント	「日常業績監視」について、具体的に御教示願います。定期業績監視、随時業績監視については4頁に記載が有りますが、日常業績監視については記載が無いため確認させて戴きたく存じます。	業務遂行状況及び要求水準達成状況について、事業者の提出した業務日報、その他事業者からの報告及び市職員等からの直接の苦情に基づき行う想定です。
422	事業契約書(案) 別紙4	7	3	(2)	③	オ	減額ポイントのサービス対価への反映	「12か月」とは事業年度（4月から翌年3月まで）との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
423	事業契約書(案) 別紙4	7	3	(2)	③	オ	減額ポイントのサービス対価への反映	光熱水費は実費としてかかるものですので、減額の対象となるサービス対価は光熱水費を除外した金額という理解でよろしいでしょうか。また、かりに、光熱水費も含めたサービス対価が減額の対象となることを予定しているのあれば、以上の通りですので、光熱水費は除外いただけないでしょうか。	No419の回答をご参照ください。
424	事業契約書(案) 別紙4	9	5				インセンティブの付与	長期に渡る業務改善等に拠って改善効果が得られる場合も有ると思料致します。この点に鑑み、「改善効果」の時期と「減額ポイントの累計」の時期が異なる場合に、対応を協議戴くことは可能でしょうか。（例えば、原爆ポイントが発生する前の事業年度に改善効果が有った場合など。）	付与されたインセンティブは事業期間を通じて累積させるものとします。
425	事業契約書(案) 別紙4	9	5				インセンティブの付与	「減額ポイントの類型を減じるものであり」とありますが、計上された減額ポイントと同数のポイントが減じられるという理解でよろしいでしょうか。	インセンティブはその改善効果に応じて定めるため、必ずしも当該期の減額ポイントと同数となるものではありません。
426	事業契約書(案) 別紙5		1	(3)			イベント等傷害保険	保険種別は、イベント等損害保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）とありますが、オーダーメイドの保険や特約で保険内容を保障できる場合、第三者賠償責任保険に含むことは可能でしょうか。	お見込みのとおり、可能です。
427	事業契約書(案) 別紙5		1				維持管理及び運営業務等に係る保険	「事業者又は統括マネジメント企業、開館準備企業、維持管理企業、運営企業は、・・・、以下の保険を付保する」とありますが、(1)第三者賠償責任保険(2)ボランティア保険(3)イベント等傷害保険に記載の「保険契約者：事業者とする」とは、事業者又は統括マネジメント企業、開館準備企業、維持管理企業、運営企業という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。該当箇所を修正します。
428	事業契約書(案) 別紙5	58					事業者が付保する保険等	貴市において現在付保されている保険及び事業契約締結後に貴市が付保する保険をご教示ください。	美術館及びその美術品等につきまして、これまでどおり付保していきます。事業者に付保いただく必要がある保険として、付保の重複がないよう事業契約書にてお示ししております。
429	事業契約書(案) 別紙7	64	第4条				求償権の行使	本条本文にて貴市の承諾が必要であることが規定されていますので、ただし書は重複ですし、ただし書により貴市により承諾される場面が限定されるようにも解釈できてしまいます。以上の通りですので、ただし書の削除をご検討ください。	質問内容を踏まえて、該当箇所を修正します。
430	事業契約書(案) 別紙7	65	別紙7					事業者の署名欄直上の文章中の「第36条」は「第50条」の誤りでしょうか。	お見込みのとおりです。該当箇所を修正します。

431	事業契約書(案) 別紙8	67	第3条	3			乙が反社会的勢力であった場合の甲の解除権	乙は事業者を意味すると理解しておりますが、本事業終了後5年間事業者を解散することができないのでしょうか。5年間存続させるための費用も生じてしまいますので、本項の削除をご検討ください。	本契約に基づく債務をすべて履行した後であれば、事業者の解散を妨げません。 「事業契約書（案）」別紙8第3条第4項の記載を修正します。
432	事業契約書(案) 別紙8	67	第3条	4			乙が反社会的勢力であった場合の甲の解除権	本項にいう共同企業体とはいわゆるJVを意味するものと理解しております。乙はJVではなく、株式会社として独立の法人格を持つ法人ですので、本項の適用はないとの理解でよろしいでしょうか。	「事業契約書（案）」別紙8第3条第4項の「乙が共同企業体であり、」を「乙が特定目的会社であり、」に修正します。また、第2条第1項第2号の「乙が共同企業体であるときは、その構成員すべてを含む。」を「乙が特別目的会社であるときと、その構成員及び協力企業すべてを含む。」に修正します。
433	事業契約書(案) 別紙8	68	第5条	4			不当要求行為等を受けた場合の措置	契約金額の10分の1相当額の違約金はあくまでも反社会的勢力に該当した場合のペナルティです。①違約金額が巨額のため違約金を課される場面は限定いただきたいこと、②事業者ではコントロールしきれない当該第三者が第5条第1項(2)の報告等を怠った場合にまで、事業者にかかる巨額の違約金を課すことはリスクが大き過ぎて負担しきれないことから、本第4項の削除をご検討ください。	現在公表している事業契約書（案）のとおりとします。
434	事業契約書(案) 別紙9	69						事業契約本文中で別紙9は言及されていませんので、別紙9は削除でしょうか。	お見込みのとおりです。該当箇所を修正します。
435	基本協定書(案)	1	第1条	4			定義「代表企業」	必ずしも代表企業が本事業で想定されるすべての業務を受任等する必要はないものと理解しております。「本事業に関する各業務を特別目的会社から直接受任し又は請け負うとともに、」とありますが、「各業務を」とすると想定される業務すべてを代表企業が受託等するように解釈できますので、「各業務を」を「業務を」にご修正ください（「各」を削除してください。）。	該当箇所を修正します。
436	基本協定書(案)	1	第1条	4			定義「代表企業」	定義「構成員」には代表企業が含まれないので、「本事業を実施するために必要な能力を備えた法人（構成員及び協力企業）」では代表企業が含まれないことになります。括弧書き部分につき、「（代表企業、構成員及び協力企業）」とする必要がないかご検討ください。本協定書内の他の条項で使用されている部分について同様です。	該当箇所を修正します。
437	基本協定書(案)	3	第4条	3			特別目的会社の設立	「設立登記完了後」とは、SPCに係る設立登記申請後ではなく、商業登記簿謄本を取得できるようになった後という理解でよろしいでしょうか（第4条第1項柱書でも「設立登記完了後」という文言が使用されていますが、同項では商業登記簿謄本を取得できるようになった後を意味するとの理解です。）。第4条第4項及び第5項の「設立登記完了後」も同様の理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
438	基本協定書(案)	3	第4条	4			公認会計士又は監査法人	「外部の公認会計士又は監査法人の選任（再任を含む）及び退任」とありますが、会計監査人設置会社ではありませんので、選任・退任・再任ということにはなりませんので、ご確認お願いします。	該当箇所を修正します。
439	基本協定書(案)	3	第5条	1			株式の譲渡等	特別目的会社の他の株主への譲渡は貴市への事前通知で足りるとすることをご検討ください。	原文のとおりとします。
440	基本協定書(案)	3	第5条	4			株式の譲渡等	出資比率の変更以外の株式の譲渡（第5条第1項に基づく場合など。）にも貴市の事前承諾が必要ですが、第5条第4項但書以外の場合は事前承諾取得に関して協議も認められないということでしょうか。貴市の事前承諾に関して原則的にまず協議させていただくことをご検討ください。	いずれの場合も都度協議を行い市が判断します。

441	基本協定書(案)	5	第10条	1			構成員及び協力企業の連帯責任及び代表企業の責任	構成員及び協力企業は代表企業とは独立の第三者である事業体です。代表企業は、意思決定機関が別であるかかる企業の義務の履行を法的に強制することはできませんので、代表企業が第三者の義務の履行自体を保証することとなる規定は代表企業にとって過重です。そこで、代表企業のリスク負担を限定すべく、本項末尾の「誠実に履行させる義務を負う」を、「誠実に履行させるよう最大限努力する」にご修正ください。	該当箇所を修正します。
442	基本協定書(案)	5	第10条	2			構成員及び協力企業の連帯責任及び代表企業の責任	自己の業務以外のリスクを負担することになり参加企業にとってリスクが過大ですし、特定の専門業務を担うことを参加している企業は、その他の専門業務の履行は現実的に不可能です。貴市との関係ではSPCがすべてリスクを負担するので、特定の業務が履行されないというリスクは回避できるはずです（かりに特定の業務が履行されないのであれば事業契約自体の債務不履行を構成する。）。業務分担やリスク分担はSPCと業務受託者、業務受託者間の協議に委ねるものとして、第10条第2項から第4項を削除することをご検討ください。	該当箇所を修正します。
443	基本協定書(案)	5	第10条	3			構成員及び協力企業の連帯責任及び代表企業の責任	第10条第2項と同様に、削除することをご検討ください。	該当箇所を修正します。
444	基本協定書(案)	5	第10条	4			構成員及び協力企業の連帯責任及び代表企業の責任	第10条第2項と同様に、削除することをご検討ください。	該当箇所を修正します。
445	基本協定書(案)	6	第11条	7	(5)		事業契約の締結	使用人が暴力団員等であるかどうかを調査することは限界があります。かりに、使用人が暴力団員に該当することが判明した場合、契約金額の100分の10という多額の違約金が課せられることになりますので、使用人の暴力団員等への該当性は当該使用人の使用者企業の知る限りという形で限定を付していただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
446	基本協定書(案)	6	第11条	8			事業契約の締結	契約金額の100分の10という違約金は絶対額が巨額でなり、参加企業にとって過大なリスクとなりますので、違約金の比率を100分の1程度に変更いただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
447	基本協定書(案)	6	第11条	3			市の要望	本件での市の要望とは、事業契約の文言の変更ではなく、提案内容の変更要望でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
448	基本協定書(案)	6	第11条	3	3		事業契約の締結	事業契約の締結に関する協議に当たっては、市の要望（町田市芹ヶ谷公園“芸術の杜”パークミュージアム整備運営事業者選考評価委員会から付された意見を含むがこれに限られない。）を尊重する。 とあるが、尊重した場合に追加費用等が生じる場合、要求水準書を充足することを前提に、市との協議により他提案事業の調整が可能と理解して良いか。	要求水準書等から逸脱していないことを前提に、市からの要望事項により事業者に追加費用が生じるような場合には、かかる点も含めて協議します。
449	基本協定書(案)	7	第11条	8			事業契約の締結	過大な違約金負担（約10億円）を課すことは、円滑なPFI事業遂行にあたって負荷となる点を鑑み、当該条項を削除頂けないでしょうか。	No446の回答をご参照ください。
450	基本協定書(案)	7	第11条	9			事業契約の締結	過大な違約金負担（約5億円）を課すことは、円滑なPFI事業遂行にあたって負荷となる点を鑑み、当該条項を削除頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。
451	基本協定書(案)	7	第13条	2			事業契約締結不調の場合における処理	追加費用とは、通常のスケジュールにて事業契約を締結するのに要する通常の費用を超過した費用であり、通常の費用は各自の負担という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
452	基本協定書(案)	7	第13条	3			事業契約締結不調の場合における処理	追加費用とは、通常のスケジュールにて事業契約を締結するのに要する通常の費用を超過した費用であり、通常の費用は各自の負担という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
453	基本協定書(案)	8	第14条	1	(5)		秘密保持	事業契約書と合わせ、「裁判所等により開示が命ぜられた場合」と修正いただけないでしょうか。	該当箇所を修正します。

454	基本協定書(案)	8	第14条	1			秘密保持	但書中の「第5号、第6号ないし第8号」は、「第5号ないし第9号」の誤りでしょうか。	該当箇所を修正します。
455	基本協定書(案)	8	第14条	2			秘密保持	冒頭記載の「前項第5号」を「前項第6号」にご修正ください。	該当箇所を修正します。
456	基本協定書(案)	8	第14条	5			秘密保持	「本事業に関連して優先交渉権者に資金を提供する金融機関」は、「本事業に関連して特別目的会社に資金を提供する金融機関」の誤りでしょうか。	原文のとおりとします。
457	基本協定書(案)	9	第14条	6			秘密保持	優先交渉権者とは独立の事業体である金融機関等の第三者の守秘義務の遵守そのものを優先交渉権者の義務とすることは過重ですし、かかる第三者に強制することは現実的に難しいと考えます。したがって、「優先交渉権者は、これらの者に対する守秘義務の遵守義務を免れない」という部分を、あくまでも第14条第5項と同レベルの義務として、適切な措置を講じる旨へとご修正ください。	原文のとおりとします。
458	基本協定書(案)	13	別紙2	2				持株数又は出資比率の変更は、貴市への事前通知で足りるとすることをご検討ください。	原文のとおりとします。
459	基本協定書(案)	13	別紙2	4				特別目的会社の他の株主への譲渡は、貴市への事前通知で足りるとすることをご検討ください。	原文のとおりとします。
460	基本協定書(案)	14	別紙2	7				本項は否認権を考慮した規定であり、金融機関と借入人たる特別目的会社との間で返済が否認の対象とならないようにするための規定と理解しております。また、本事業終了後も1年と1日が経過するまで特別目的会社を存続させ続けなければならないことになります。以上のとおりですので、本項は削除をご検討ください。	質問内容を踏まえて、該当箇所を修正します。
461	基本協定書(案)	14	別紙2	8				守秘義務は基本協定書第14条にも規定されており、同条と別紙2第8項の内容が異なります。いずれの条項が優先的に適用されるか不明確となるため、別紙2第8項を削除するか、「基本協定第14条に従い守秘義務を負う。」旨へとご修正いただけないでしょうか。	該当箇所を修正します。
462	意見書への回答	3					No26	「既存美術館の活動や事業を引き継ぐような業務については、実績額や資料、内容をお示しいただけないでしょうか。受託後の市と事業者の想定業務内容の乖離を可能な限り小さくするため。」という意見に対して、詳細を近日中にお示される回答がありましたが、詳細をお示しいただけないでしょうか。	版画美術館及び博物館の活動は、市国際版画美術館及び博物館のホームページを、あわせてパークミュージアムの取り組みにつきましては、5月31日に公表した資料「【別紙22】FutureParkLabの実績」をご参照ください。
463	意見書への回答	3					No27	「事業内に含む、イベントや体験プログラム数の事業費試算にあたり、市が考える想定の回数や規模感(参加者数など）をそれぞれお示しいただけないでしょうか。また、展覧会関連イベントや工房の市プログラムなどに関連して広報業務などの作業量を把握するために、市が行う事業の全体像をお示しいただけないでしょうか。」という意見に対する詳細をお示しいただけないでしょうか。	No462の回答をご参照ください。
464	意見書への回答	4					No33	（利用料金に関する記載のある）「条例の制定時期については検討中です。現在の市条例（町田市立国際版画美術館条例、町田市立博物館条例、町田市立公園条例）をご確認ください。」とありますが、現在の市条例と同等の上限を目安に事業者提案によるということでよろしいでしょうか。また工芸美術館は版画美術館を参照にするということでよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。 現在の条例を基本に、ご検討ください。
465	質問書への回答	1					No4	市の組織体制をお示しいただけないでしょうか。	「【別紙29】組織図（博物館・版画美術館）」を新たに公表しますので、ご参照ください。
466	質問書への回答	4					No29	収入のベースとなる、市の想定積算の根拠をお示し願います。	後日改めて回答します。
467	質問書への回答	4					No30	利用者から得る収入5つの項目について、過去の収入実績をご教示願います。	後日改めて回答します。

468	質問書への回答	11					No100	「利用者等の第三者による施設・整備・什器・備品等の損傷はどのようなリスク分担となりますでしょうか。」の質疑に対し「公募時に公表する「事業契約書（案）」に示します。」とありますが該当の条項は第115条と考えてよろしいでしょうか。	什器・備品については、後日回答します。
469	質問書への回答	19					No172	全国、世界へのプロモーション、インバウンド対策とありますが、こちらは今までの広報予算にプラスされた事業費を今回では見込んでいただけているという理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
470	質問書への回答	19					No173,174	テキストデータはご支給いただけるとのことですが、外国語の翻訳テキストもご支給いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
471	質問書への回答	21					No187	資料「版質-1」「版質－3＆4」とありますが、どの資料のことを指してますでしょうか。まだ未公開ということでしたら公開の程お願いいたします。	「版質-1」については「【別紙30】ポスター・チラシ・リーフレット作成・発送」、「版質-3＆4」については「【別紙32】町田市立小中学校作品展 ポスター・チラシ作成」を新たに公表しますので、ご参照ください。
472	質問書への回答	26					No225	美術館を支える方々とのネットワークは市学芸員と事業者スタッフが協業する回答がありましたが、事業者側で負担すべき費用があればお教えください。回答を見るに市が企画するものは市が負担し、事業者が提案する分の費用を適宜見込むという理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
473	質問書への回答	26					No225	美術館２館開館後のボランティア、友の会の想定規模感をお教えください。また現在の登録者数実績もお教えください。	博物館友の会は、現在20人程度です。 ボランティアや友の会については、その形態も含め現在検討中です。 一方で、版画美術館友の会の会員数は約180名、まちだサポーターズの登録者数は約700名です。
474	質問書への回答	27					No234	事業者にて新たな機械警備を設置とありますが、設計図には別途とあります。こちらは選定後別途費用負担いただけるということでしょうか。機械警備の必要範囲と該当業務（施設整備、維持管理）をお示しいただけないでしょうか。	施設整備には含まないことから別途と記載しております。維持管理運営事業に機械警備の設置が含まれています。 機械警備の必要範囲については、原則として建物の全範囲としますが、詳細については契約後に別途協議とします。
475	質問書への回答	30					No255	収蔵品情報システムについて、ハードの調達や運用・更新は事業者の業務範囲とありますが、システム自体は市が用意されるという理解でよいでしょうか。例えば、WEB公開用の収蔵品閲覧システムは市が用意され、HPにはそのリンクを掲載し、館内でHPを閲覧できる端末（事業者が調達）するという役割分担など。	お見込みのとおりです。
476	質問書への回答	32					No268	資料「版質-2]の開示をお願いいたします。	「【別紙31】国際版画美術館 減免規定」を新たに公表しますので、ご参照ください。
477	質問書への回答	33					No275,276	質問の市内事業者はＰＦＩ事業者とは別の第3者を意図していたのですが、市の回答の「事業者」とは「市内事業者」を意味しており、ＰＦＩ事業者は申請・承認のフローには関与しないという理解でよいでしょうか。	PFI事業者を指しています。
478	共通						修正箇所	5月31日に公告があり、6月2日に一部資料が更新されていましたが、今後資料が更新される際は更新分がわかるものないしは正誤表を用意いただけないでしょうか。	更新したものについては、「新着情報」に掲載するとともに、更新したことがわかるよう見え消しにした資料を公表しています。
479	その他							原町田ふるさとの森について、現地入口に管理委員会の方々が設置した看板が見受けられました。緑地を管理をされている地域団体の方がいらっしゃるのでしょうか。いらっしゃる場合、これまでの貴市との関係性や役割分担、また今後事業者で行う植生管理に期待されることがあればご教示ください。	地域の方々を中心とした管理委員会は、原町田緑地（現：原町田ふるさとの森）の「公益的活動団体」として登録し活動しており、今後も継続して活動してもらうことを期待しています。管理運営にあたっては水準書に定める「市民等との連携業務」として、管理委員会と連携して行っていただきたいと考えております。

480	その他							公園の実施設計にあたっては、既存施設についての十分な把握が必要です。 既存施設について公園台帳等、次の資料（デジタルデータ）は提供いただけますでしょうか？ ①測量図、用地境界査定、座標値 ②雨水排水設備系統図（地下浸透施設を含む）及び構造図、地下浸透の計算書等 ③汚水排水設備系統図（地下浸透施設を含む）及び構造図 ④上水設備系統図（引込み、メータ位置を含む）及び構造図 ⑤都市ガス系統図 ⑥毎木調査（位置、リストを含む） ⑦施設配置図及び詳細図 ⑧建築物構造図	①用地平面図、用地実測図について提供可能です。 ②提供できません。 ③1期工事、公園トイレのみ資料提供可能です。 ④提供できません。 ⑤提供できません。 ⑥提供できません。 ⑦提供できません。 ⑧提供できません。
481	その他							体験棟新築工事において、基本設計に記載のない仕様や工事内容が実施設計に記載された場合は追加工事費が認められると考えてよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
482	その他							実施設計の中で市や住民の要望等によりコスト、想定されていない費用がかかった場合は追加工事費として追加予算が組まれると考えてよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
483	別添資料						別紙	芹が谷公園第3期整備工事の基本設計資料をご提供ください。	「【別紙9】芹ヶ谷公園基本設計（第2期）業務委託」P2の「第3期整備エリア」と示した箇所からP5までの内容が第3期の基本設計内容です。
484	別添資料						別紙	第2期・第3期整備工事の基本設計における、工事金額積算書・数量内訳書・見積綴り書・特記仕様書・工事金額を積算する上で必要な書式資料をご提供ください。提案価格に関わるため早めのご提供をお願い致します。	所定の書式はありません。
485							公園整備	第2期並びに第3期の公園整備の想定金額と、設計と施工のそれぞれの想定期間をご教示ください。第2期整備の整備開始の想定時期をご教示ください。	・第2期、第3期の想定金額について、市の事業費試算では14.7億円を想定しています。 ・第2期整備の整備開始時期についてはPFI事業の特性を踏まえ、整備完了時期までの期間内で選定事業者の提案に委ねます。
486							公園整備	本案件の諸経費は公園工事、市街地補正ありで積算されておりますか。提案価格に関わるため早めのご定時をお願い致します。	基本設計段階であり、諸経費について、条件設定として、公園工事や市街地補正を見込んだ金額としてはおりません。
487							公園整備	本案件の製品費等で桁等購入費・鋼橋門扉等工事原価扱いの製品があれば製品名をご教示ください。提案価格に関わるため早めのご提示をお願い致します。	ありません。
488							公園整備	本案件の電気設備で機器費・鋼構造制作物扱いの製品があれば製品名をご提示ください。提案価格に関わるため早めのご提示をお願い致します。	ありません。
489							公園整備	本案件にて市場価格調査を実施している製品等がある場合はご提示ください。提案価格に関わるため早めのご提示をお願い致します。	基本設計段階であり、市場価格調査は実施していません。
490							公園整備	第2期並びに第3期整備工事における特記仕様書～交通誘導員数・発生材の処分について（再資源化施設の名称及び運搬距離）、撤去詳細図、仮設計画図をご提示ください。提案価格に関わるため早めのご提示をお願い致します。	基本設計段階であり、特記仕様書、発生材の処分施設、仮設計画図はありません。交通誘導員数は想定で1500人で計上しています。撤去詳細図についてはありません。
491							公園整備	第2期並びに第3期整備工事において、指定仮設の有無をご教示ください。提案価格に関わるため早めのご提示をお願い致します。	指定仮設の指定はありません
492								今後も高騰し続ける物価（輸送費、製造費、人件費など）に対して、施工リスクをどう捉えているか考えをご教示ください。	「サービス対価の算定及び支払方法」に記載のとおり、提案による建設費が物価変動により不適当となった場合、物価変動に基づいてサービス対価を改定します。

493	別紙7	2					アート体験棟の概要	アート体験棟の諸室の収容可能人数を全て教えてください。	以下の利用人数を想定しています。 版画工房　利用者26名＋ｽﾀｯﾌ3～4名 工芸体験　利用者32名＋ｽﾀｯﾌ3～4名 アトリエ　利用者16名＋ｽﾀｯﾌ3～4名 暗室　　利用者3～4名 腐食室　　利用者3～4名 倉庫(兼講師控)　ｽﾀｯﾌ2～3名 事務所　　スタッフ8名 会議室　　利用者6～8名 警備室　　ｽﾀｯﾌ3～4名 喫茶室　客席28名＋ｽﾀｯﾌ5～6名（厨房含む） 喫茶事務　ｽﾀｯﾌ2～3名
494	別紙7	2					アート体験棟の概要	既存の備品・什器の移設計画及び市が新たに調達する備品・什器一覧、事業者に新たに調達を求める備品の考え方等をご教示ください。	事務室及び更衣室での、備品什器については事業者にて調達をお願いします。 版画工房やアート体験スペース、会議室などの什器備品は市で準備します。
495	別紙8	3	2				建築・設備の改修について	2.アートステージ、執務エリアの計画から、今回の改修による居室用途及び仕様変更を読み取ることが出来るが、建築・設備の改修が生じる部分はどこになるのか改修箇所および改修の計画が分かる関係図書を開示いただきたい。	改修範囲の床、壁、天井は基本的に仕上表の記載内容への全面改修を想定していますが、詳細は実施設計での検討となります。設備については改修範囲内において基本設計概要書に記載の改修を想定していますが、詳細は実施設計での検討となります。
496	別紙8	5						内ホワイエ１、内ホワイエ２の床仕上げが３種類あります。その範囲をご教示ください。	「【別紙104】ホワイエ参考範囲図」を新たに公表しますので、ご参照ください。図示の想定ですが、詳細は実施設計での検討事項となります。
497	別紙8	5						トイレの天井仕上げが、化粧ケイカル板+NAD塗装となっていますが、床、壁ともに吸音面が無いため、音が響くと考えられます。岩綿吸音板ではいかがでしょうか。	版画美術館の空間やイメージに相応しく、かつ機能性も充足する仕上仕様が望ましいと考えますが、岩綿吸音板の採用を妨げるものではありません。
498	別紙8	5						トイレの床が大判タイルになっていますが、ドライであればメンテナンス性も考慮し長尺塩ビシートとさせていただけないでしょうか。特に狭いトイレなので、大判では、切物ばかりになりますし、目地にしみこむ臭気も気になります。	実施設計での検討事項となります。版画美術館の空間やイメージに相応しく、かつ機能性も充足する仕上仕様と判断できれば、変更可能です。
499	別紙8	5						トイレが狭いので、壁の大判タイルは、別の仕上げに変更願います。切物が多くなります。	№498の回答をご参照ください。
500	別紙8	5						狭いトイレの天井高さが3000になっていますが2700に変更可能でしょうか。	実施設計での検討事項となりますが、法規制や機能性、各部納まり等に支障ない限り変更は可能です。
501	別紙8	5						天井の各所に単管パイプΦ48.6+焼付塗装とありますが、配置位置と納まりをご教示ください。	3m×3m程度のグリット配置を想定していますが 、配置や納まり等の詳細は実施設計での検討事項となります。
502	別紙8	8						募集要項　P8　アート出会いの広場の着工時期は事業者提案でよいでしょうか。また、2027年3月31日より早く竣工してもよろしでしょうか。	アート体験棟の開園後、かつ建築許可に影響しないよう、工芸美術館の計画通知の検査済取得後を想定しています。№98の回答をご参照ください。
503	別紙8	10						外壁の改修は、新設サッシ以外は、事業範囲外と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、新設サッシ周りの取り合い部分については、今回の事業範囲内となります。
504	別紙8	10						トイレの改修にあたって、配管ができるピットはあるのでしょうか。ピット階平面図をご提示ください。また、トイレ下部の地中梁スリーブの位置と径をご教示お願いします。	「【別紙105】参考基礎伏図」を新たに公表しますので、ご参照ください。ピットはあります（参考基礎伏図参照）。地中梁のスリーブ位置、径を示す資料はありません。
505	別紙8	11					解体範囲概略平面図	民間で行う改修範囲は赤い枠のみでしょうか。また、建設・電気・設備工事全て行うのでしょうか。	お見込みのとおりです。
506	別紙8	12						基本設計図のCADデータ（DWGもしくはDXF）をご提示ください。	CADデータ（DXF）の提示は、契約後を考えています。

507	別紙8	12						基本設計時の法チェック図及びSLV計算書を提示ください。	法チェック図、SLV計算書はありません。法チェック表や計画図より適宜判断ください。
508	別紙8	12						改修範囲のエントランスホール側の改修は、事業範囲外と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
509	別紙8	12						ロビー103の授乳室に流しがありますが、給排水のルートはあるのでしょうか。無い場合は、地中梁に予備スリーブの存在をご教示ください。無い場合は地中梁に新たにスリーブを設けてもよいのでしょうか。	給排水ルート、地中梁スリーブについては実施設計での検討事項となります。
510	別紙8	12						エレベーターは事業範囲外と考えて宜しいでしょうか。	事業範囲外です。（工芸美術館の工事に含まれています。）
511	別紙8	12						現喫茶室の一部を減築し屋外のピロティとしていますが、スラブは下がっているのでしょうか。下がっていない場合、新設ピロティの仕上げレベルをパークミュージアムラボのレベルより高くなります。もしくは、スラブを全て斫って、新たに低いレベルにスラブを設置しパークミュージアムラボと仕上げレベルをあわせるのでしょうか。	既存図よりスラブは-30の見込みです。実施設計での検討事項となりますが、スラブの撤去・新設に限らず、新設ピロティとパークミュージアムラボ等の床仕上げレベルを合わせるための複数案をご検討ください。
512	別紙8	12						耐震壁をかなり撤去していますが、撤去後の構造図、及び構造計算書を提示ください。	撤去後の構造図、構造計算書はありません。実施設計での検討事項となります。
513	別紙8	12						X22通りのスタジオに新設のRC壁がありますが、軽鉄壁で良いのではないでしょうか。RC壁の理由をご教示ください。	「X22通り」は「X33通り」のことと推察されますが、構造上、耐力・剛性とも低下させないために、既存の耐震壁、雑壁の撤去・新規開口による断面積減分を他の部分での増し打ち、新設等により補い、既存同等のRC壁量を維持する計画です。当該部分をRC壁としない場合は、近傍で同等のRC壁量を確保する必要があります。
514	別紙8	12						外壁に面するサッシや額縁、面台は既存のままと考えて宜しいでしょうか。	設計図書において既存サッシ撤去と図示がある部分及びパークミュージアムラボ、ピロティ１を除く他の部分は既存を利用する予定です。
515	別紙8	12						ブラインドボックスは流用と考えて宜しいでしょうか。	実施設計での検討事項となります。
516	別紙8	12						町田市の福祉条例では、みんなのトイレの入口有効開口寸法は850以上ですが、既存躯体開口が900しかないようです。有効開口は800で宜しいでしょうか。850は確保が難しいと考えれます。	実施設計での検討事項となります。原則的に条例の基準を充足する計画が求められますが、個別の部位の条例取扱いについては担当部署と協議の上、設計を進める必要があります。
517	別紙8	12						積算が出来ないので設備関連の基本設計図書（系統図、プロット図等）をご提示ください。もしくは、設備関連は全て事業者提案でよろしいでしょうか。	設備の基本設計図書で系統図、プロット図はありません。基本設計概要書より適宜ご判断ください。
518	別紙8	12						アートステージの殆どの内部壁仕上げが、RC打ち放し補修+EPとなっていますが、新たにコンセントやスイッチを設ける場合、露出のモールとなりますが、よろしいでしょうか。	実施設計での検討事項となります。増し打ちや新設のRC部分については構造耐力に支障がない方法で躯体打ち込みなどの方法もご検討ください。
519	別紙8	10,11,12					設備員の居室等の確認について	版画美術館に関して、設備員が常駐する居室（中央監視盤が設置されている部屋）はどこでしょうか？	現状、設備員の常駐先は地下の機械室となっており、そのままの運用を想定しております。
520	別紙8	ページ無し						アートステージの換気設備は、全熱交換器にて行うとありますが、外壁のスリーブの場所をご教示ください。もしくは、スリーブを新規に開けてよいのでしょうか。	実施設計での検討事項となります。外壁のスリーブ箇所の資料はありません。スリーブの新設については法規上、構造耐力上の支障がなく、建物の機能、耐久性等の低下が生じないことの十分な検討、協議が必要です。
521	別紙8	ページ無し						アートステージの現状の空調は、単一ダクト方式のようですが、改修ではEHPになっています。ダクトは、全て撤去でよろしいでしょうか。	実施設計での検討事項となります。
522	別紙8	ページ無し						アートステージの現状の換気は、外調機+ダクト方式のようですが、既存ダクトは全て撤去と考えて宜しいでしょうか。	実施設計での検討事項となります。既存ダクトの一部再利用も含め検討し、再利用が困難な場合は撤去とお考えください。
523	別紙8	10					備品	平面図の「アート出会いの広場（アートステージ）」に示されている什器・備品を事業者は用意すればよいでしょうか。	平面図に示す什器備品を参考に、運営上必要なものを用意してください。
524	別紙8	31					電気設備	構内交換設備、LAN設備は新設端子盤まえの配管配線までとありますが、機器の設置などは市が別途行われるという理解で良いでしょうか。	実施設計での検討事項となります。

525	別紙8	12						アートの広場改修事業で、X33通り及びY7通り（X33・X34）に新設壁がありますが、これは耐震壁と考えてよろしいでしょうか。耐震壁の場合、梁がＰＣ梁となっており接着工法になるかと思います。柱に接する開口があると耐力が落ちると思われます。その場合、開口位置を変更してよろしいでしょうか。	当該壁はルート1の壁量に算定する壁になります。PCケーブルを切断しないようなあと施工アンカー配置、あるいは技術評価を取得した接着工法を想定の上、担当部署と十分な協議を行ってください。また、当該壁は耐力壁ではないため開口位置による耐力低下は生じないものと考えますが、実施設計での検討内容により、開口位置の変更が必要と判断される場合は市との協議が必要となります。
526	別紙8	16	Ⅱ-1構造計画概要書３補強方法					アートの広場改修事業について、別紙８国際版画美術館改修設計図書P16にⅡ-1構造計画概要書３補強方法概念図が接着工法となっています。これはPC梁の新設壁及び増し壁に採用でしょうか。耐力状況によっては、あと施工アンカーでもよろしいでしょうか。 また、そで壁はあと施工アンカーの図面となっています。あと施工アンカーでよろしいでしょうか。	補強概念図では工法事例として接着工法やあと施工アンカーを示しており、特定の部位の指定工法を指示するものではありません。国際版画美術館は新耐震基準の設計であり、『建築物の耐震改修の促進に関する法律』への準拠は求められておらず、RC壁に関わる改修については計画通知を要しない範疇で設計を行う方針について担当部署と事前協議を行なっています。実施設計においては工法の選定等も含め、担当部署と十分な協議を行なってください。また、第三者による判定委員会等を介しての耐震性の評価は予定していません。 PC梁ではPCケーブルを切断しないようなあと施工アンカー配置、あるいは技術評価を取得した接着工法を想定の上、担当部署と十分な協議を行ってください。
527	別紙8	16	Ⅱ-1構造計画概要書３補強方法					別紙８国際版画美術館改修設計図書P16にⅡ-1構造計画概要書３補強方法概念図が接着工法となっています。 接着工法は、ルート１の壁筋量0.25%と同様の耐力を確保することで適用可能と考えますが よろしいでしょうか	国際版画美術館は新耐震基準の設計であり、『建築物の耐震改修の促進に関する法律』への準拠は求められておらず、RC壁に関わる改修については計画通知を要しない範疇で設計を行う方針について担当部署と事前協議を行なっています。実施設計においては工法の選定等も含め、担当部署と十分な協議を行なってください。また、第三者による判定委員会等を介しての耐震性の評価は予定していません。 RC壁補強は、あと施工アンカー、あるいは技術評価を取得した接着工法を想定の上、担当部署と十分な協議を行ってください。
528	別紙8	全体	Ⅱ-1構造計画概要書1改修基本方針					アートの広場改修事業について、別紙８国際版画美術館改修設計図書P16にⅡ-1構造計画概要書1改修基本方針で既存建物の竣工時の耐震性能を維持とあります。構造計算書に昭和59年と記載があり、新耐震基準の建物となりますが、かなり壁を撤去する計画となっており、耐震性能を維持するため、増設壁、増し壁等を必要としています。新たに壁を儲ける場合は、あと施工アンカー又は接着工法での施工となりますが、これは『建築物の耐震改修の促進に関する法律』に準拠して検討するでよろしいでしょうか。 上記法律によらないとした場合でも、工法の提案はその工法の性能証明に従った内容で行ってもよろしいでしょうか。 また、公共建築物での同様の事業ではその耐震性の評価に第三者による判定委員会等を受けることが多いですが、今回はどのように考えていますでしょうか。	『建築物の耐震改修の促進に関する法律』への準拠は求められておらず、RC壁に関わる改修については計画通知を要しない範疇で設計を行う方針について担当部署と事前協議を行なっていますが、実施設計において、工法の選定に関して担当部署と十分な協議を行なってください。また、第三者による判定委員会等を介しての耐震性の評価は予定していません。
529	別紙8	全体						別紙８国際版画美術館の改修設計報告書の開示お願いします。	現時点で開示できる改修設計方向書は、お示しした別紙8になります。
530	別紙8	全体						アートの広場改修事業施工時期に、市発注の美術館改修工事が行われていると思いますが、『建築物の耐震改修の促進に関する法律』に準拠して検討する場合で、第三者委員会、評定が必要な場合、市発注の美術館改修工事の計画と合わせた計画が必要と思われますが、その場合の委員会、評定対応は、市発注の設計会社が対応するでよろしいでしょうか。	国際版画美術館は新耐震基準の設計であり、『建築物の耐震改修の促進に関する法律』への準拠は求められておらず、RC壁に関わる改修については計画通知を要しない範疇で設計を行う方針について担当部署と事前協議を行なっています。また、第三者による判定委員会等を介しての耐震性の評価は予定していません。
531	別紙8	全体						別紙８国際版画美術館改修設計図書Ｐ19以降に新築時構造計算書抜粋が添付されていますが、構造計算書すべてを提供頂けないでしょうか。	「【別紙106】国際版画美術館構造計算書（既存）」を新たに公表しますので、ご参照ください。

532	別紙8	全体						別紙８国際版画美術館改修設計図書に構造計画概要書がありますが、この設計時に検討された時の既存建物の診断及び改修設計・改修後の建物の性能確認に関するデータ、計算書を提示して頂けないでしょうか。	「【別紙106】国際版画美術館構造計算書（既存）」を新たに公表しますので、ご参照ください。なお、既存建物の診断及び改修設計・改修後の建物の性能確認に関するデータ、計算書はありません。
533	要求水準書並びに別紙9						第2期基本設計	材料費高騰や住民要望などにより、要求水準に答えられない場合、仕様の変更は可能でしょうか。	市との協議によります。
534	別紙9・別紙24							アート体験棟建設及び公園再整備に係る基本設計図面のCADデータをご提供いただけないでしょうか。	CADデータの提示は、契約後を考えています。
535	別紙9・別紙24							個別貸与資料別紙9及び別紙24について、基本設計に基づく数量表を頂けないでしょうか。	①個別貸与資料別紙9　可能です。 ②個別貸与資料別紙24　芹ヶ谷公園町田壮跡地擁壁工事として市で発注予定のため数量表の提供は出来ません。
536	別紙9						施設平面図	整備を必須とする施設及び整備を予定していない施設以外の場所であれば、事業者から市に事業提案が可能という認識でよいか。	お見込みのとおりです。
537	別紙9						図面番号15-1-1	擬木階段側面図の仕様が杉丸太となっていますが、仕様（杉丸太）が正しいという認識で宜しいでしょうか？提案価格に関わるため早めのご回答をお願い致します。	お見込みのとおりです。
538	別紙9						図面番号10-1から10-5	パーミヤストーン新五色にて、メーカーに確認したところ、一部洗い出しが出来ない楷書があるようです。受注後の仕様変更協議は可能でしょうか？提案価格に関わるため早めのご回答をお願い致します。	可能です。
539	別紙9						図面番号15-4	セセラギステージベンチの基礎砕石ですが、図面15-3に粒度調整砕石C-40とありますが、再生砕石RC-40ではありませんか？ご教示ください。提案価格に関わるため早めのご回答をお願い致します。	お見込みのとおりです。
540	別紙9						図面番号15-3、15-４、15-6-1、15-6-2、15-15-9	ガーデンステージベンチ、セセラギステージベンチ、ダンダンステージベンチ、遊具広場ベンチ、セセラギステージブリッジの見積先をご提示ください。提案価格に関わるため早めのご提供をお願い致します。	「【別紙50】見積もりメーカー一覧」のとおりです。
541	別紙9							なごみ第二保育園及び介護老人保健施設ハピネスせりがや・総合ケアセンター町田が第2期整備区域に近接しておりますが、工事の執行上、資機材等搬入時間の制限や夜間工事の制限・音の出る構造物設置や撤去にかかわる施工時間の制限等がある場合はご提示ください。その他エリアに於いても制限等の可能性がある場合はご提示ください。	9時から18時を想定しています。 公園内は一部町田第2小学校の通学路となっているため、通学時間については車両の出入は不可です。
542	別紙9							基本設計時点の造成土工数量及び作業土工数量、搬出土量をご提示ください。また、公示されていない芹が谷公園基本設計（第3期）についても同様の項目をご提示ください。提案価格に関わるため早めのご定時をお願い致します。	数量計算等の算出はありません。
543	別紙9							構造物撤去に伴う搬出物の種類毎の基本設計時点の数量をご提示ください。また、公示されていない芹が谷公園基本設計（第3期）についても同様の項目をご提示ください。提案価格に関わるため早めのご定時をお願い致します。	・撤去数量の根拠について資料を提供します。 芹ヶ谷公園基本設計（第二期）について、【別紙9】のように（第2期）（第3期）として設定しています。そのため（第3期）については、基本設計資料を提供済みです。
544	別紙9						図面番号15-5-1～3、15-6-1～2、15-9、15-10、15-11、15-12、15-13-1～2、15-14-1～2、15-15-1～2、15-16、15-17	アトリエステージ、ステップベンチ及びダンダンステージベンチ、エンガワステージ、シアターステージ、タニステージ、モリステージ、オオイケステージ、スイケイステージ、カンバンステージ、ゲキジョウステージ、谷の回廊テーブル・ベンチの設置工作物事の基礎に係る設置物毎の均し型枠・均しコンクリート・型枠・基礎コンクリート・基礎砕石の基本設計時点の数量をご提示ください。提案価格に関わるため早めのご定時をお願い致します。	基本設計のため、数量計算等の算出はありません。
545	別紙9						植栽平面図C	移植サクラ植栽５本及び寄贈樹２本の樹木規格をご提示ください。提案価格に関わるため早めのご定時をお願い致します。	すでに移植済みのため、対応不要です。
546	別紙9							基本計画時点の交通誘導員はどの程度見込まれていおりますか。提案価格に関わるため早めのご定時をお願い致します。	1500人を想定しています。

547	別紙9						図面番号08-1	新設浸透槽約830m3、H3.2mとの記載がありますが、詳細図をご提示ください提案価格に関わるため早めのご定時をお願い致します。	「【別紙49】新設浸透施設」をご参照ください。
548	別紙9							新設する水飲みの詳細図をご提示ください。提案価格に関わるため早めのご定時をお願い致します。	「【別紙45】公園緑地設置技術基準（公園緑地施設標準構造図）」図面番号4-8水飲みを参考にしてください。
549	別紙9							芹が谷公園基本設計（第2期・第3期）において、町田市様がこれだけは譲れない・必ず実施して貰いたいと想定されている施工内容をご教示ください。	基本設計資料（別紙9）における「整備を必須とする施設」については必ず整備対象としてください。
550	別紙24	全体						町田市施工の『芹ヶ谷公園擁壁設置工事』の図面、特記仕様書、数量内訳書の開示をお願いします。	個別貸与資料別紙24　芹ヶ谷公園町田壮跡地擁壁工事として市で発注予定のため数量表の公表は出来ません。
551	別紙24	全体						基本設計概要に樹木伐採が記載されていません。町田市施工の『芹ヶ谷公園擁壁設置工事』で樹木伐採が全て行われるでよろしいでしょうか。 本事業で樹木伐採を行われる場合は、樹木伐採範囲、樹木高さ、樹木幹径を開示して頂けないでしょうか。	「【別紙108】伐採範囲他」を新たに公表しますので、ご参照ください。添付資料の範囲内の樹木伐採は本事業の対象となります。
552	別紙24	全体						（仮称）公園案内棟喫茶版画工房アート体験棟基本設計概要に造成工事範囲が示されています。これは、町田市施工の『芹ヶ谷公園擁壁設置工事』の範囲と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通り、市施工の範囲ですが、双方の範囲の境界は設計の進捗に応じて調整が必要となります。
553	別紙24	全体						町田市施工の『芹ヶ谷公園擁壁設置工事』の工期が、2024年8月までとなっています。募集要綱では、体験棟建設期間が、2024年4月1日からとなっています。市施工が完了し竣工検査後の着工と思われますが、いかがでしょうか。 市施工工事が工期延長した場合、体験棟工事スケジュールは、変更になると考えてよろしいでしょうか。 また、基本設計時の工程表案を市施工工事含めて開示お願いします。	「【別紙109】工芸館、アート体験棟、アート出会いの広場等スケジュール」を新たに公表しますので、ご参照ください。 現在想定している工程表の概要を提示します。ただし、詳細や施工手順は施工者による提案、施工者間での調整によります。
554	別紙24	全体						体験棟等実施設計の完了が2024年3月となっており、図面引渡しは4月でしょうか。設計精査及び数量精査は、どの程度考えているでしょうか。上記質問と重複しますが、基本設計時の工程表案を開示お願いします。	「【別紙109】工芸館、アート体験棟、アート出会いの広場等スケジュール」を新たに公表しますので、ご参照ください。 体験棟の実施設計完了後、提示できると考えています。設計精査、数量精査は通常の入札案件と同様と考えています。
555	別紙24	共通					備品	平面図に示されている什器・備品は市が用意される備品という理解でよいでしょうか。	什器・備品につきましては、後日回答いたします。
556	別紙24	共通					業務範囲	PFI事業には構内交換設備LAN設備や機械警備については配管のみということでよろしいでしょうか。機器導入などのイニシャルコストおよびランニングコストは市の負担という理解でよいでしょうか。	構内交換設備は配管配線、LAN設備・機械警備設備は配管がPFI事業の工事対象となります。機器導入などのイニシャルコストおよびランニングコストはPFI事業者の負担となります。
以下、7月10日まで質問を受け付けた（仮称）公園案内棟／喫茶／版画工房／アート体験棟基本設計に関する質問回答									
557	要求水準書	31	第4	2	(4)		「都市計画法」の規定に基づく開発行為の許可等	当該項目の部分だけではなく。体験棟や改修等は開発行為の許可等に関する審査を受けなければならないと考えますが、本事業において事業実施団体が許可申請をすることはないと考えてよいか。	都市計画法第29条第1項第三号に該当する施設のため、開発許可は不要です。
558	要求水準書	31	第4	2	(4)		「都市計画法」の規定に基づく開発行為の許可等	（質問No.1の続きとして） 本事業における開発行為の許可等について、役割と許可諾否の結果は市の範疇であると考えてよいか	都市計画法第29条第1項第三号に該当する施設のため、開発許可は不要です。
559	別紙24							アート体験棟に係る、貴市と事業者の事業区分について質問です。斜面地の擁壁設置業務は貴市の業務範囲と募集要項に記載がありますが、敷地造成工事（斜面の盛土や体験棟建設地の切土など）についても貴市の事業範囲という理解でよろしいでしょうか。	建築工事対象範囲において、建設工事で必要となる切土及び斜面復旧のため必要となる局所的な盛土は本事業に含みます。
560								アート体験棟の整備に関して、事業者への引渡し時の状態をお示しください。	No.570を参照してください。

561	別紙24							喫茶室に係る工事区分（B工事、C工事など）が分かる資料はありますか。	ご質問の資料はありません。喫茶については、一般的にはC工事となる内装工事を含めて、本事業に含まれるものとします。
562	別紙24	I-010 I-011						薄い黄色の着色部は何を意味しているでしょうか。	「【別紙110】建築工事に含まれる外構工事の範囲図」を新たに公表しますので、ご参照ください。建築工事に含まれる外構工事の範囲を示しています。図面間で不整合があったため添付図面をご参照ください。ただし、範囲は設計の進捗に応じて調整が必要となります。
563	別紙24	I-016 ～ I-020						断面図中に斜線で示されている擁壁（斜面と建築物の境界にあるもの）は事業者の業務区分でしょうか。	当該擁壁は建築物と一体で築造する部分であり、事業者の業務範囲に含まれます。
564	別紙24							業務区分について、作業内容と担当者が分かる資料はありますか。	市と事業者の業務区分についての質問と推察しますが、現時点では資料はございません。No.559、562、563を参照してください。
565	【別紙２７】（仮称）公園案内棟喫茶版画工房アート体験棟基本設計概要	全体						基本設計時に構造検討を行っていると思います。構造設計図面、数量表を開示お願いします。 積算上はどのように考えているでしょうか。 意匠図では積算が難しく、実施設計図が示された時に乖離が考えられます。	「【別紙107】アート体験棟参考数量表を新たに公表しますので、ご参照ください。構造設計図面はありませんが、数量表を開示します。ただし、内訳数量については、基本設計の段階のものであり、コンクリート、型枠、鉄筋の躯体主要工事について、「参考数量」としてとらえてください。
566	【別紙２７】（仮称）公園案内棟喫茶版画工房アート体験棟基本設計概要	全体						基本設計時に特殊部材を検討されているとおもいますが、材料、メーカーをご教授願います。 また、床構造にメーカー既製品と思われるＰCa床版を採用されていると思われます。床版の仕様・メーカーについても合わせてご教示お願い致します。	ボイドスラブのことかと推察いたしますが、基本設計では特殊部材ではなく、基本的にメーカー汎用材を想定しています。なお、Pca床版は採用していません。
567	(仮称)公園案内棟/喫茶/版画工房/アート体験棟　基本設計概要		I-016～020				断面図1～6	貴市で行う擁壁工事はどの範囲になるのでしょうか。断面図の中で図示いただけますでしょうか。	「【別紙111】町田市発注擁壁工事参考断面図を新たに公表しますので、ご参照ください。斜面最上部の擁壁が該当します。
568	【別紙２７】（仮称）公園案内棟喫茶版画工房アート体験棟基本設計概要	全体	I18、I19					プレキャスト部材について、　メーカー、仕様をご教授願います。	ボイドスラブは想定しておりますが、プレキャスト部材の採用は予定しておりません。
569	【別紙２７】（仮称）公園案内棟喫茶版画工房アート体験棟基本設計概要	全体						建物は、全て地下ピット形式でしょうか。	基礎梁部分についてはピットレベルの設備計画に応じて耐圧盤ピット、捨てコンピット、埋戻しを適宜計画しています。
570	【別紙２７】（仮称）公園案内棟喫茶版画工房アート体験棟基本設計概要	全体						法面工事施工後、すぐに建築の掘削作業を施工しても宜しいでしょうか。もしくは、法面が安定するまで、建築工事は施工できないと考えて宜しいでしょうか。	「【別紙109】工芸館、アート体験棟、アート出会いの広場等スケジュールを新たに公表しますので、ご参照ください。法面工事の完了後に、建築の山留工事、掘削に入る想定です。想定しているスケジュール案を参照してください。
571	【別紙２７】（仮称）公園案内棟喫茶版画工房アート体験棟基本設計概要	全体						建築工事着工時の地盤形状やレベル状態が分かる図面はいただけますでしょうか。 また、山留掘削工事の施工計画に必要な建物背面東側斜面の地盤調査報告書は提供していただけますでしょうか。	「【別紙112】法面工事_参考平面図_横断図【別紙113】地質調査報告書を新たに公表しますので、ご参照ください。法面工事完了時の状態で建築工事着工（植栽の伐採や準備工事等を除く）を想定しています。

572	【別紙２７】（仮称）公園案内棟喫茶版画工房アート体験棟基本設計概要	全体						東側斜面を背負う建物は、常時、土水圧（浮き上がり対策）に、斜面もしくは地盤に対し鉛直に、本設（永久）地盤アンカーで定着を行う必要があると思いますが、建築工事として図面及び数量表は提供していただけますでしょうか。	別紙24に関する質問と推察しますが、基本設計段階では本設地盤アンカーは見込んでいません。
573	【別紙２７】（仮称）公園案内棟喫茶版画工房アート体験棟基本設計概要	全体						建築工事の掘削工事を行う際に、東側斜面の山留を施工する必要があると思われますが、前項の質疑にある本設地盤アンカーとは別に本工事の仮設工事として山留仮設地盤アンカーを行うと考えて宜しいでしょうか。	別紙24に関する質問と推察しますが、山留仮設地盤アンカーについては検討中です。
574	【別紙２７】（仮称）公園案内棟喫茶版画工房アート体験棟基本設計概要	全体						東側斜面を背負う建物の外壁は、地下水漏水対策として、すべて二重壁と判断して宜しいでしょうか。	別紙24に関する質問と推察しますが、現状、二重壁は見込まれていません。
575	【別紙２７】（仮称）公園案内棟喫茶版画工房アート体験棟基本設計概要	全体						東側斜面を背負う建物の外壁は、外防水、防水保護、透水層の設置は予定しておりますでしょうか。	別紙24に関する質問と推察しますが、当該外壁は外防水として山留面への先やり防水を計画しています。透水層の設置については今後の検討事項となります。
576	様式５－１						提案価格書	念のため、確認ですが、押印不要でよろしいでしょうか？	後日改めて回答します。
577	様式5							空白のセルには「－」か「0」の記載が必要でしょうか。	後日改めて回答します。
578	様式5-3	1/13～2/13					事業収支計画	「単位：千円」とありますが、千円未満は四捨五入でよろしいでしょうか。その場合、期中合計額が表記上、各年度の数字の合計と一致しない場合があってもよろしいでしょうか。	後日改めて回答します。
579	様式5-3、様式5-3別添①②③④						全般	記載単位が「千円」のものについて、千円未満は四捨五入で記入すればよろしいでしょうか。	後日改めて回答します。
580	様式５－３						損益計算書	書式から延払基準による損益計算書を作成することになっておりますが、法人税法上の長期割賦販売等による延払基準が廃止され、会計においても「収益認識に関する基準」において延払基準は認められておりません。書式を変更いただくか、提案グループ個々において、修正することお認めいただきたく検討願います。	後日改めて回答します。
581	様式５－３						キャッシュフロー計算書	書式から間接法によるキャッシュフロー計算書を作成することになっておりますが、直接法によるキャッシュフロー計算書を作成することをお認めいただけますでしょうか？	後日改めて回答します。
582	様式５－３						キャッシュフロー計算書	延払基準の廃止により、間接法によるキャッシュフロー計算では、資金の動きが分かりにくく、キャッシュフローの状況をご確認いただくことが難しいように思いますので、直接法によるキャッシュフロー計算書を作成することをお認めいただけますでしょうか？	後日改めて回答します。
583	様式５－３別添②						初期投資計画	表の末尾に「事業者の開業に要する費用（SPC設立に係る公租公課等を含む）」、「その他」の項目がありますが、この費目はサービス対価A-2に含まれるのでしょうか？サービス対価A-2ではない場合、どの対価に含まれるかご指示お願いします。	後日改めて回答します。
584	様式5-3別添③						費用内訳	サービス対価F-1,2,3,4に含まれる「法人税、法人の利益に対してかかる税金等及び事業者の税引後利益（株主への配当原資等）」については、「様式5-3 別添③」に含めて表示するものでしょうか？ また「様式5-3 別添③」はあくまで事業者のコストを明示するもので、法人税等・利益等については含めないということでしょうか？	後日改めて回答します。